

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 31年 3月

株式会社グリーンパワーインベストメント



# 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成30年12月7日（金）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

平成30年12月7日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[ 別紙1 参照 ]

- ・朝日新聞
- ・山陰中央新報
- ・中国新聞
- ・読売新聞

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[ 別紙2 参照 ]

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ・広報はまだ    | 12月号（No. 212）P18 |
| ・広報はまだ    | 1月号（No. 213）P16  |
| ・広報安芸太田   | 12月号（No. 171）P 9 |
| ・広報ますだ    | 1月号（No. 919）P14  |
| ・広報きたひろしま | 1月号（No. 167）P25  |

##### ③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[ 別紙3 参照 ]

- ・当社ホームページ

### (3) 縦覧場所

自治体庁舎 12 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

#### ① 自治体庁舎

- ・ 浜田市役所環境課 (島根県浜田市殿町 1 番地)
- ・ 浜田市役所金城支所 (島根県浜田市金城町下来原 171 番地)
- ・ 浜田市役所旭支所 (島根県浜田市旭町今市 637 番地)
- ・ 浜田市役所弥栄支所 (島根県浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1)
- ・ 浜田市役所三隅支所 (島根県浜田市三隅町三隅 1434 番地)
- ・ 益田市役所環境衛生課 (島根県益田市常盤町 1-1)
- ・ 益田市役所美都総合支所 (島根県益田市美都町都茂 1803 番地 1)
- ・ 益田市役所匹見総合支所 (島根県益田市匹見町匹見イ 1260 番地)
- ・ 広島県庁環境保全課 (広島県広島市中区基町 10-52)
- ・ 北広島町役場町民課 (広島県山県郡北広島町有田 1234 番地)
- ・ 北広島町役場芸北支所 (広島県山県郡北広島町川小田 10075 番地 5)
- ・ 安芸太田町役場住民生活課 (広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1)

#### ② インターネットの利用

[ 別紙 3 参照 ]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/>

### (4) 縦覧期間

平成 30 年 12 月 7 日 (金) から平成 31 年 1 月 28 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 33 名であった。

(内訳)

- ・ 浜田市役所環境課 0 名
- ・ 浜田市役所金城支所 2 名
- ・ 浜田市役所旭支所 0 名
- ・ 浜田市役所弥栄支所 24 名
- ・ 浜田市役所三隅支所 0 名
- ・ 益田市役所環境衛生課 1 名
- ・ 益田市役所美都総合支所 0 名
- ・ 益田市役所匹見総合支所 0 名
- ・ 広島県庁環境保全課 0 名
- ・ 北広島町役場町民課 0 名
- ・ 北広島町役場芸北支所 5 名
- ・ 安芸太田町役場住民生活課 1 名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[ 別紙1参照 ]

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成31年1月16日（水）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：弥栄会館（島根県浜田市弥栄町長安本郷544番地1）
- ・ 来場者数：27名
  
- ・ 開催日時：平成31年1月17日（木）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：道川地区振興センター（島根県益田市匹見町道川イ133番地1）
- ・ 来場者数：17名
  
- ・ 開催日時：平成31年1月18日（金）19時00分から22時45分まで
- ・ 開催場所：八幡高原センター（広島県山県郡北広島町東八幡原893）
- ・ 来場者数：38名
  
- ・ 開催日時：平成31年1月19日（土）14時00分から16時10分まで
- ・ 開催場所：いこいの村ひろしま（広島県山県郡安芸太田町大字松原1番地1）
- ・ 来場者数：14名
  
- ・ 開催日時：平成31年1月19日（土）19時00分から20時40分まで
- ・ 開催場所：二川地区振興センター（島根県益田市美都町宇津川口377番地3）
- ・ 来場者数：6名
  
- ・ 開催日時：平成31年1月20日（日）14時00分から16時10分まで
- ・ 開催場所：弥栄老人福祉センター（島根県浜田市弥栄町木都賀イ528番地1）
- ・ 来場者数：15名
  
- ・ 開催日時：平成31年1月20日（日）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：波佐公民館（島根県浜田市金城町波佐イ441番地1）
- ・ 来場者数：22名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[ 別紙 4～5 参照 ]

#### (1) 意見書の提出期間

平成 30 年 12 月 7 日（金）から平成 31 年 2 月 12 日（火）までの間  
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 44 通、意見総数は 127 件であった。

- |                             |               |      |
|-----------------------------|---------------|------|
| ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函 |               |      |
| ・ 浜田市役所金城支所                 | （島根県浜田市）      | 2 通  |
| ・ 浜田市役所弥栄支所                 | （島根県浜田市）      | 24 通 |
| ・ 北広島町役場芸北支所                | （広島県山県郡北広島町）  | 4 通  |
| ・ 安芸太田町役場住民生活課              | （広島県山県郡安芸太田町） | 1 通  |
| ② 当社への郵送による書面の提出            |               | 13 通 |

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は127件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>コウモリ類についてはご指摘のとおり衝突のリスクが考えられることから、可能な限り、高高度を飛行するコウモリに係る現地調査を実施してまいりたいと考えております。その結果を踏まえ、環境影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。</p>
2	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>方法書にお示した手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討してまいります。</p>
3	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>P360 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml</a>）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p>
4	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>今後、有識者の助言や最新の研究成果を収集し、バットストライクにかかる予測についても適切に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

(意見書1 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■ 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。            専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>準備書には、専門家等から意見聴取した年月日を記載することといたします。</p>
6	<p>■ コウモリの音声解析について            コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>得られた結果は、無理に種名を確定せず、グループにわけて利用頻度や活動時間を調査するよういたします。</p>
7	<p>■ コウモリの音声録音について            捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>	<p>現地での状況も踏まえ、頂いたご意見を参考にし、取り扱いを検討いたします。</p>
8	<p>■ コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導を受ける(うけさせる)べきだ。</li> <li>・ 6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。</li> <li>・ ハートラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。</li> <li>・ 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。</li> <li>・ 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハートラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと)。</li> <li>・ 捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。</li> <li>・ 捕獲した個体を素手で扱わないこと。</li> <li>・ 冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。</li> <li>・ 冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。</li> <li>・ 捕獲調査時期については有識者からのヒアリングも踏まえ適切に実施いたします。</li> <li>・ カスミ網も使用いたします。</li> <li>・ 捕獲したコウモリは麻酔せず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。</li> <li>・ ハートラップは夜間複数回見回るようにいたします。</li> <li>・ 捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。</li> <li>・ 捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。</li> <li>・ 冬眠中の個体については覚醒させないよう留意します。</li> <li>・ 冬眠中の個体は捕獲いたしません。</li> </ul>
9	<p>■ 「回避」と「低減」の言葉の定義について            事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。</p>

## (意見書 1 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p>
11	<p>■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、コウモリ類への影響を低減するための環境保全措置は「ライトアップの不使用」以外にも現地調査結果や有識者の助言、最新の国内での知見なども踏まえ、検討してまいります。</p>
12	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクになる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p>	<p>バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
13	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>今後も、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。</p>
14	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>コウモリ類と風力発電機に係る研究については、現在様々な角度で実施されていると思います。それらの知見を適宜収集し、また、専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて効果的な環境保全措置を講じよう、検討してまいります。</p>

## (意見書 1 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
16	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
17	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>事前段階における環境保全措置については、事業者の見解 No. 16 に示したとおり、多面的に検討してまいります。</p>
18	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>事前段階における環境保全措置については、事業者の見解 No. 16 に示したとおり、多面的に検討してまいります。</p>
19	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 4 国内では、既に多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果及び予測結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
20	<p>■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。分からなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するよう致します。</p>
21	<p>■P353 バットディテクターによる調査地点について バットディテクターによる調査地点が 6 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（17 箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリング調査地点は風力発電機の設置位置近傍に設定しております。風力発電機を設置する樹林環境の針葉樹林及び落葉広葉樹林について、調査地点選定時に留意し調査地点といたしました。また、既設風力発電機付近の樹林環境においても同様としております。</p>

## (意見書 1 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。</p>	<p>観察時間については、ご指摘の点に留意して設定いたします。</p>
23	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけません。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p>
24	<p>■事後調査など信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>最新の知見や有識者の助言、現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行ってまいりたいと考えております。加えて、ご指摘いただいておりますとおり、コウモリ類についてはまだ不明な点が多いと考えているため、バットストライクに係る事後調査についても実施する考えです。</p>
25	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見は要約せず、全文公開いたします。</p>

## (意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. 方法書においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>貴重なご意見を頂きありがとうございます。頂きましたご意見も踏まえて、現地調査を実施し、予測評価を行ってまいります。</p>
27	<p>2. 捕獲調査は 1 地点で複数のかすみ網およびハーブトラップを使用する丁寧な調査を行う必要がある。また、捕獲調査は安全確保の観点から、1 晩につき 1 もしくは 2 地点程度の調査で実施すること。全地点同時（同晩）にハーブトラップ各地点 1 台のみ等の調査では、コウモリ類の在不在すら把握できない。</p>	<p>ご指摘の点、留意し調査を実施いたします。ハーブトラップのほか、かすみ網も使用した調査を実施いたします。</p>

## (意見書 2 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	3. 捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の在不在・飛翔状況の記録を取る必要がある。	捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の確認に努めます。
29	4. 既設の風力発電施設における死骸探索調査は、風力発電機の保守点検員が保守点検のついでに行うのではなく、一定の分類技能を持った調査員が調査にあたること。	ご指摘のとおり、分類技能をもった調査員が調査を実施いたします。
30	5. 既設の風力発電施設における死骸探索調査で確認されたコウモリの死骸は一部であっても、位置等を記録して冷凍し、ただちに専門家へ同定を依頼すること。また、重要種の可能性が高い場合はDNAによる種同定を行う必要がある。	既設の風力発電施設における死骸調査で確認されたコウモリの死骸は一部であっても、位置等を記録し専門家へ同定を依頼いたします。また、種が不明の場合には、DNAによる種同定についても検討いたします。
31	6. 今後の準備書においてもコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果及び予測結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>日本野鳥の会島根県支部および認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会の調査により、事業実施想定区域に環境省絶滅危惧 IB 類の 5 つがいのクマタカが生息し、うち 1 つがいは 2017 年に繁殖し、巣立ちも確認されている。</p> <p>事業実施想定区域の北側尾根には既設の風力発電機 29 基が存在する。その南側尾根に新たに 17 基の風力発電機が設置されると、5 つがいのクマタカの行動圏を 46 基の風力発電機で囲むことになり、クマタカへ影響が増幅されることになる。また、環境省絶滅危惧 IB 類のイヌワシが近隣の風力発電施設で確認されており、島根県の準絶滅危惧種に選定されているオシドリの繁殖が事業実施想定区域内で 2017 年と 2018 年に確認されている。</p> <p>また、環境省絶滅危惧 IB 類のヤイロチョウ、環境省絶滅危惧 II 類のミゾゴイ、環境省準絶滅危惧のハチクマとオオタカ、島根県絶滅危惧 II 類のヤマセミなども繁殖期に確認されている。さらに、国内では八幡高原と大分県九重町のみに渡来し、越冬する希少なシラガホオジロの渡りの経路となっている。</p> <p>2017 年 8 月の線状降水帯による事業実施想定区域の甚大な沢崩れの要因のひとつに、尾根筋への既設の風力発電機 29 基の設置に起因する、森林の保水機能消失も無関係ではないと考えられる。また、2018 年には沢崩れの対策のための砂防ダム建設工事により、近隣のクマタカつがいの繁殖が認められなかった。その南側尾根に新たに 17 基の風力発電機を設置するための林道の開発などによる森林の破壊は、さらなる沢崩れを助長する可能性がある。</p> <p>さらに、事業実施区域を集水域とする高津川水系佛谷川、赤谷川、三隅川水系板井川、周布川水系にはゴギをはじめとする希少溪流魚・水棲生物が生息している。尾根筋を掘削する工事を伴う本事業を実施すると溪流への土砂の流入は避けられず、希少溪流魚・水棲生物の絶滅が危惧される。</p> <p>これらのことは、適切に調査及び予測・評価をするまでもなく、事業実施想定区域に風力発電機を設置することは環境省の推進する生物多様性維持の観点からきわめて損失が大きいと考えられるので、新浜田ウインドファーム発電事業については中止されることが望ましい。</p>	<p>クマタカなどの希少猛禽類や鳥類、さらには希少溪流魚・水棲生物についてもそうですが、まずは、環境影響評価において、既存文献調査や有識者へのヒアリングはもちろん、現地調査もしっかりと行い、現状把握に努める所存です。</p> <p>その上で、生物の多様性と地球温暖化防止というそれぞれの社会的課題の両立を目指せるよう、より環境への影響を減らせるよう事業計画の熟度を高めてまいります。</p> <p>また、ご指摘の豪雨による沢崩れについてですが、1990 年代から地球温暖化や気候変動による影響への警鐘が世界的に鳴らされ続けておりますが、いまだに抜本的な温室効果ガスの削減には至っておらず、近年、異常気象による豪雨等が目立ち始めています。</p> <p>豪雨等の異常気象を防ぐことはもはや困難になっているのかもしれませんが、本事業では再生可能エネルギーを普及し、先進国の責務でもある温室効果ガスの削減に少しでも寄与したいと考えております。</p> <p>もちろん、山間部での開発に当たっては、関係行政機関と十分に協議を行い、防災対策などの保全措置についても、しっかりと検討してまいります。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>●騒音・振動・超低周波音について</p> <p>前回の配慮書 P216 に対する意見書を提出したら「環境影響評価手続きにおいて、騒音及び超低周波音について適切に調査、予測及び評価を実施、必要な離隔について検討を行い、影響の低減に努めてまいります。」回答された。</p> <p>今回の方法書の内容も全く変わってなく一番近い住宅からの距離は 0.5km となっている。当初、事業者からは「アンデルセンの宿泊施設からも 1km 以上離れている。」と説明されたが今回の方法書でもアンデルセンの宿泊施設から 0.7km と変更されてなく、民家からの距離も 0.5km となっている。</p> <p>平成 23 年（環境省）の「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」を基に風車の配置にあたって住居との離隔距離を 500m 以上と設定している。</p> <p>この 500m は 23 年当時稼働していた風車の平均出力約 1000kW を基にされている距離です。</p> <p>しかし、本事業の 1 基当たりの出力は 3400kW と当時の 3 倍以上の大きさの風車となっていることから、相当程度大きな騒音になると予測される。</p> <p>これらのことから、平成 23 年の報告書は、本事業における住居等との離隔距離を設定するための根拠としては不十分である。</p> <p>したがって、当事業で設置する風車の騒音レベルを把握し「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月 環境省）等を含めた最新のデータに基づいた方法により、調査、予測を行い、住居等との離隔距離を見直した上で、検討の経緯を含めて準備書に記載すること。</p>	<p>環境影響評価準備書においては、風車の諸元に基づいて、地形や気象状況を考慮した詳細な予測・評価を行うため、御指摘のように風車と住宅との離隔距離だけで評価することはありません。</p> <p>今後の環境影響評価手続きにおいて、騒音及び超低周波音について調査、予測を実施し、風車と住宅との離隔について検討を行い、その結果を準備書に記載します。また、評価にあたっては、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）に示されている評価方法を参考に適切に行います。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>今日の社会は、豊かさと便利さを求める余り、その弊害を後で知ること数多いと感ずる。その例の一つに、スマートフォンを始めとする OA 機器等の活用にみられるように人と人が、目と目を見て行き交う光景が、希になったこと。疎外感を覚えざるを得ない。</p> <p>昨今、労苦を避け、いとも簡単に、金銭を得ようとしての殺傷事件が頻発することからみても頷ける。</p> <p>此の程、風力発電建設に伴う是非が、巻き起こっているが、風力発電は、自然再生エネルギーとして重要視され推し進められている今日であるが、その前に問題となるのは、人間の勝手、自然の摂理、営を除外したそれに外ならないと思う。</p> <p>今回の件は、建設・設置して、利を得んとする側と、それにより不利益を被る側との対立に外ならない。</p> <p>自然は、何万年、何千年の時間をかけて形作られたものであって、それを今日の動きによって、破壊されようとする事態に強い憤りを覚える。従ってこの建設には断固反対する。</p>	<p>社会の発展とともに、何からエネルギーを得るかということに関して、薪や木炭など地域の山林から得る燃料資源から、石炭・石油・天然ガス・原子力へと変遷し、いまでは日本の電力供給の多くは、化石燃料に依存しており、その化石燃料については、海外からの輸入に依存しています。</p> <p>ご指摘のとおり、今の日本はいつでも電気を利用できる環境にあり、「豊かさ」、「便利さ」を享受していると考えられます。しかし、その反面、私たちの生活を支えているエネルギー源の開発には環境への負荷を伴い、化石燃料の場合は発電時に地球温暖化の影響要因である温室効果ガスを排出しています。</p> <p>再生可能エネルギーは昔から人間が自然の中で利用してきたエネルギー源であり、現代の社会においては、例えば、風を風車で電気に変えるという風力発電の技術を生かして、人間と自然の調和をもう一度取り戻す試みでもあるのではないのでしょうか。</p> <p>かけがえのない自然だからこそ、そこで生きていく人間として、より自然の摂理にかなうエネルギー源は何か。それを考えたとき、再生可能エネルギーという選択肢を、将来の世代のためにも検討するべきではないのでしょうか。</p>

## (意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>八幡青年団としてこの八幡の様々なイベントなどにかかわっていますが、これから先も長く八幡に住み続けて行く上で、現状巨大な風車が立つ事によって、景観面での損失、目に見えない健康面での不安や被害等に高齢者の非常に多い地区であり、肉体的精神的にも、健康被害の影響を受けやすい年代の方が占める割合が大きいのです。また、ここ近年では赤ちゃんの出生も増えており、今まで無かった物が出来、生活、健康面での不安をかかえる事が無いように願うものです。何かあってからでは遅いのです。風車が立てられた後で、それに関連した健康被害が出た場合、会社側は、関連性は認められませんかと言って逃げるのでは無いのですか？そのような事になってからでは手遅れなのです。</p> <p>もう少し真摯に、住民の声に答えて下さい。</p>	<p>健康面での不安やご心配をお掛けして申し訳ありません。</p> <p>健康被害を生じさせない事業とするべく、事業計画の熟度を高めてまいります。また、皆様のご心配を少しでも減らすことができるよう、調査結果や計画内容についてはしっかりとご説明させて頂きたいと存じます。</p>

## (意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)3.1-61 ページ(3)動物の注目すべき生息地には、環境省アセスメントデータベース・センシティブマップ・クマタカの生息分布(方法書 3.1-44 ページ図 3.1-21 (2))に生息地として示されているにもかかわらずクマタカが明記されておらず、方法書 3.1-62 ページ図 3.1-23 「動物の注目すべき生息地」にも記述されていない。</p> <p>日本野鳥の会島根県支部および認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会の調査では、別添の「5 つがいのクマタカの推定行動圏」に示すように、当該計画地一帯はクマタカの主要な生息地となっており、動物の注目すべき生息地として取り上げられていないことは、当該方法書の信頼性にもかかわる大きな問題である。方法書 4.3-37 ページ 3. 評価(2) 評価結果においても、「環境省の調査指針に基づいて生息状況を調査し、予測評価を行えば、直接改変による重大な影響を回避し又は低減できる可能性が高いと考える」とされている。しかし、「5 つがいのクマタカの推定行動圏」に示すように、当該事業実施想定区域内には環境省レッドデータブック(以下「環境省 RDB」という。)で絶滅危惧 I B 類に選定されている 5 つがいのクマタカが生息しており、うち 1 つがいは 2017 年に繁殖し巣立ちも確認している。そのため、この貴重な生息地の北側尾根には、既設の風力発電機 29 基が存在しており、その南側尾根に新たに 17 基の風力発電機が設置されると、5 つがいのクマタカの行動圏が 46 基の風力発電機で囲いこまれる状況となることは必至で、クマタカの生息存続が極めて困難となることが予測される。</p> <p>このことから、準備書作成に向けた現地調査において、われわれの調査結果の妥当性が確認された場合には、クマタカの保護を図るために当該地域における風力発電施設の建設を断念することを強く要望する。</p> <p>なお、配慮書にある当該事業想定区域内においては、環境省 RDB で絶滅危惧 I B 類に選定されているイヌワシも確認されており、島根県レッドデータブック(以下「島根県 RDB」という。)準絶滅危惧種に選定されているオンドリの繁殖が 2017 年と 2018 年に確認されている。</p> <p>さらに、環境省 RDB 絶滅危惧 I B 類のヤイロチョウ、同絶滅危惧 II 類のミゾゴイ、同準絶滅危惧のハチクマとオオタカ、島根県 RDB 絶滅危惧 II 類のヤマセミなども繁殖期に確認されている。これらのほか、国内では八幡高原と大分県九重町にのみ渡来し越冬する希少な鳥類、シラガホオジロの渡りの経路ともなっている。</p> <p>対象事業実施区域では、2017 年 8 月の線状降水帯による集中豪雨で甚大な沢崩れ等が発生しており、要因の一つに尾根筋へ建設された既設の風力発電施設 29 基ともなう森林の保水機能消失が考えられる。また、2018 年には沢崩れの対策のために公共工事として実施された砂防ダム建設工事により、近隣のクマタカつがいの繁殖が認められなかった。このような事例から、その南側尾根に新たに 17 基の風力発電施設設置のための敷地造成や道路開削が行われ、森林が破壊されれば、さらなる沢崩れの発生を助長する可能性があり、当該事業による直接影響はもとより、間接的な影響も懸念される。</p> <p>以上述べたように、当該事業実施区域一帯には優れた自然が多く存在しており、方法書に示されたような調査及び予測・評価を行うまでもなく、風力発電施設を設置することは環境省が推進する生物多様性保全の観点からきわめて損失が大きいと考えられることから、(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業については中止されることを併せ要望する。</p> <p>注)重要種保護の観点から、意見書に添付されている別添図の掲載は割愛しました。</p>	<p>既存資料に関してですが、方法書 P.63 にクマタカの生息分布情報を記載しております。クマタカを始め、希少猛禽類について調査を実施し、生息状況並びに風車設置予定尾根における飛翔状況を把握いたします。その結果を踏まえ、影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。</p> <p>ご指摘の豪雨による沢崩れについてですが、1990 年代から地球温暖化や気候変動による影響への警鐘が世界的に鳴らされ続けておりますが、いまだに抜本的な温室効果ガスの削減には至っておらず、近年、異常気象による豪雨等が目立ち始めています。</p> <p>豪雨等の異常気象を防ぐことはもはや困難になっているのかもしれませんが、本事業では再生可能エネルギーを普及し、先進国の責務でもある温室効果ガスの削減に少しでも寄与したいと思っております。</p> <p>もちろん、山間部での開発に当たっては、関係行政機関と十分に協議を行い、防災対策などの保全措置についても、しっかりと検討してまいります。</p>

## (意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	<p>本事業実施区域に隣接する、八幡地区に先祖代々居住する■■■と申します。自宅が一番近い建設予定風車からおおよそ 2km に位置しています。</p> <p>◎騒音・低周波による健康被害への懸念</p> <p>普段とても静かな環境で生活する私たちにとって、風車の騒音や低周波が体調不良や睡眠障害などの健康被害をおよぼすのではと強い不安を抱いています。国内外で訴訟も多数起きていることからみても大変な問題であることは間違いありませんので、以下のような風車騒音・低周波の定量的調査を望みます。</p> <p>調査場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅および隣接する田・花木園</li> <li>●アンデルセン芸北 100 年農場 (生活棟・ダイニング棟・青麦寮・寺子屋・休憩棟・および主要農作地において調査をしてください。本農場敷地内には 8~16 人のアンデルセングループの社員が居住し、3 名の地元住民が働いています。)</li> </ul> <p>条件</p> <p>全季にわたる昼間と夜間において、晴天時・雨天時・降雪時など気象条件ごとに調査をすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①予測評価を基に、高齢者・成人・子ども・乳幼児・妊婦それぞれに与える影響を具体的に明示してください。</li> <li>②風車が稼働することで住民の健康状態が悪化が生じた場合、どのような対策・対処・保証が行われるか明示してください。</li> <li>③なお、本調査は希望する住民すべてに対して実施してください。</li> </ol> <p>注) ■部は個人情報のため、伏字としました。</p>	<p>騒音・低周波音の調査は、降雨等の影響を除外いたします。また、夏季のセミなどの鳴き声や冬季の強風による風雑音の影響を除外するため、春季と秋季の 2 季について実施することとしました。</p> <p>環境騒音及び低周波音の定量的な調査を実施し、調査結果に基づいて風車騒音の定量的な予測・評価を実施いたします。アンデルセン芸北 100 年農場の敷地も予測対象とする計画であり、予測・評価の結果は準備書で提示いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①現時点では成人や子供といった人の属性ごとの、評価基準は公にはなっておりませんが、今後も最新の知見の収集に努めてまいります。</li> <li>②稼働後に問題が発生した場合には、まず、どのような状況か調査し、必要に応じて専門家等からも意見聴取を行った上で、当該状況に応じて対応策を検討し実施させていただきます。</li> <li>③調査地点については、風力発電機に近く、各地区への環境影響を適切に把握しうる地点を選定しています。なお、予測については、調査地点のみではなく、地域全体を対象に広く行います。</li> </ol>
38	<p>◎景観悪化による観光収入減少への懸念</p> <p>臥竜山山麓では、茶屋と野菜直売所が毎年 4~11 月に営業されており、多くの観光客が訪れます。ここでは八幡の住民 12 人が雇用され、我が家を含め 20 軒の農家が商品を出荷しています。多くの住民の収入源として機能しています。</p> <p>風車建設による自然環境や景観の悪化に伴い観光客が減少した場合、我々の被る経済的損失はどのように補償されますか。</p>	<p>景観は人それぞれの主観によってその受け止め方が異なる面があり、また、観光客が来るか来ないかはその時々や流行や社会経済情勢や趣味嗜好の動向など複数の要素に起因すると考えられます。</p> <p>今後、事業計画の熟度を高めていく過程の中で、地域の皆様とコミュニケーションをとりながら調査や計画の進捗状況を丁寧に説明しつつ、地域の方々との共生に努めてまいります。</p>
39	<p>◎大歳神社について</p> <p>我が家は先祖代々、水祭りと言う神事を司っています。大歳神社境内において稲作の豊穰を占う重要な伝承文化です。厳かな水祭りにおいて、風車の騒音は儀式の雰囲気や損ないます。また、大歳神社では毎年 10 月の例祭と 11 月の新嘗祭で奉納神楽が夜通し行われますが、大型風車に点灯するライトが神事を邪魔するのではと危惧します。</p> <p>大歳神社における騒音・低周波の定量調査をすること、また風車設置予定位置方向のモニタージュ写真を作成し、昼間と夜間の見え方を調査してください。</p>	<p>大歳神社について、身近な眺望点として追加選定いたしました。フォトモニタージュの作成はいたしますが、現時点では、夜間についての予測・評価の適切な方法がないため、引き続き、最新の知見の入手につとめてまいります。</p> <p>騒音・低周波音については、大歳神社を含む地域全体を対象に広く予測・評価いたします。</p>

## (意見書 8 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	<p>◎獣害増加への懸念</p> <p>風車建設に伴う工事や風車稼働による環境の変化により、山のクマ、イノシシ、シカなどが八幡地区に下りてきて被害が増えるのではと危惧します。</p> <p>事業着手前から継続的に地区の小字ごとの農地における害獣の定量調査を行い、被害増加が認められた際の個別具体的な対策と損害の補償を提示してください。</p>	<p>ご懸念のクマ、イノシシ、シカの生息状況についても、現地調査において確認してまいります。</p> <p>なお、それら害獣は餌を求め行動圏が広く、特に中山間地域では、すでに全国的な問題となっていると認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。</p> <p>ご意見のように、事業着手前において、被害を想定して補償を提示するという事は困難ですが、害獣による農作物への被害について、本事業との因果関係が明らかとなりました場合には、個別具体的な対策を検討してまいります。</p>
41	<p>◎米軍機の低空飛行訓練との兼ね合い</p> <p>八幡地区はすでに米軍機の低空飛行訓練による騒音被害を受けています。加えて大型風車が建設された場合には複合的な影響があるのではないのでしょうか。騒音のみならず、風車と飛行機の衝突事故が発生するのではないかと不安も大きいです。</p> <p>近傍の既設風車との累積影響のみならず、米軍機も加味して予測調査と評価をしてください。</p>	<p>米軍機による騒音の大きさとしては航空機の音が相対的に大きく、風車騒音は航空機の騒音に埋もれてしまう可能性が高いと考えております。そのため、米軍機の影響を加味した予測等の実施は考えておりません。</p>

## (意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>風車設置は絶対反対である。</p> <p>人間が作った巨大な化け物のような物体。想像しただけでも誰もが拒否反応を覚えるだろう。周囲の景観どころではない。その物体から異様な光を放ち鈍い何とも言えない音(騒音)又目に見えない電磁波放出。病気をかかえているものに脅威である。電力とか何とかわけの分からない名のもと笠に着て、いち地主と東京の方の人間の儲けのために断行することは許さない。早告やめるべきである。地域の人々が喜ぶように仕事をする事、メリットなし。こんなことが未来永劫続く訳はない。大変不愉快である。</p>	<p>世界では、再生可能エネルギーへの転換が進み、日本でも再生可能エネルギーを主力電源として位置づけ、日本全体としても、再生可能エネルギーの導入促進を目指しているものです。企業としても、少しでも貢献できるよう努めており、本事業に対するご理解賜りますよう、よろしくお願いたします。</p>

## (意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>●世界に誇れる「八幡湿原」が風車建設による改変及び巨大構築物の景観への影響を懸念</p> <p>・北広島町の八幡高原に点在する湿原は、日本の湿原の分布においてほぼ南限地帯にあたります。古くは1950年代の総合学術調査で、現在では中間湿原の代表群落となっているヌマガヤ-マアザミ群集が、ここ八幡湿原で発見命名され一躍世界にその名を知られた学術的にも大変価値の高い湿原です。</p> <p>この湿原は、北広島町民だけではなく全人類にとって自然が与えてくれた、かけがえのない遺産です。</p> <p>この湿原の周辺開発は、極めて慎重に行われるべきです。</p>	<p>動植物及び景観に係る影響について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、可能な限り影響を低減する事業計画を検討することで、環境に配慮した事業にまいります。</p>

## (意見書 10 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	<p>・広島県知事意見書(4)の中に(7.1-17 429)、『八幡高原の湿原群は人為的改変の影響を受け易い極めて脆弱な生態系を有していることに鑑み、これら湿原群に対する風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地改変による影響を回避すること』と記されているが、今回の評価方法書の要約書(図2.2-3、(2))の中に、本坪谷湿原や滝の平湿原(アンデルセン百年農場)を通る搬入路が示され、評価方法書の要約書(図4.2-3、(7))の魚類の調査地点は、尾崎沼(w-11)、と下流域(w-13)の2ヶ所が計画されており、本坪谷湿原や滝の平湿原では計画されていない。また、オオサンショウウオを除く両生類では、調査地点すら提示されていない(図4.2-3(5-1))。猛禽類やコウモリ類については、調査ポイントも多く、調査方法が具体的であるが、魚類(頭甲綱を含む)や両生類は必要とされる調査ポイントや方法を示しておらず、評価方法書の体を成していない。今回の評価方法書は「見切り発車」の部分が多い。</p>	<p>両生類や爬虫類、哺乳類等、任意調査を実施するものに関しては、方法書においては調査範囲を示しております。踏査は改変区域を中心とし、区域及びその周辺の生物相が把握できるよう実施する予定です。</p> <p>調査地点を示しているものに関しては、トラップ調査等になり、捕獲などの調査を方法書に示した地点で実施する予定です。</p> <p>準備書において、調査地点や調査ルートを記載します。</p>
45	<p>・参考文献については、総合的な学術報告書が中心である。しかし、地域の研究機関が発行している機関紙の中にも、絶滅危惧種やその生育・生息状況に関する記録が記載されている。地域の小さいローカル誌も文献として取り上げ、希少生物の情報を集めた後、その対応を評価方法書で提示すべきである。文献収集の努力をしないで「希少種」がないと判断するのは間違いです。</p>	<p>レッドデータブック等最新の資料を反映しており、これら図書の作成時には地域の情報も加味されているものと考えております。文献調査では生息・生育に関する明確な位置情報の記載がないため、方法書に示したとおり、現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における生物相の把握に努めてまいります。現地調査結果を踏まえ、環境影響を適切に予測及び評価してまいります。</p>
46	<p>・表7.1-2(3)の広島県知事の意見に対する事業者の見解(3)ア動物の中で、「ア 事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種が生息しており、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地の改変により、生息環境の変化に伴う影響が生じるおそれがある」と記述されているが、事業者の見解では、クマタカ等希少猛禽類やバードストライクのみふれ、搬入路の新設、拡幅等に伴う土地改変によるカスミサンショウウオやニホンヒキガエルやスナヤツメ南方種などへの対応は記述されていない。このことは、(4)植物及び生態系の項でも同様である。</p>	<p>両生類等についても現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における動物相の把握に努めてまいります。現地調査結果を踏まえ、環境影響を適切に予測及び評価してまいります。</p>
47	<p>・表7.1-2(3)の広島県知事の意見に対する事業者の見解(3)イの中で、「配慮書では、水辺環境のうち、水田、河川、池沼等を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内であっても水辺環境の改変は行わないことから、重大な影響は無いとしているが、土地の改変に伴って土砂等が水辺環境に流入したり、水質・水流の変化等による環境への影響が生じるおそれがあることから、方法書において項目として選定し、環境影響評価を実施すること」とされている。しかし、事業者の見解では、「水辺環境を主な生息環境とする重要な種について、現地調査により生息状況を把握し、工事の実施に伴う影響について予測及び評価を実施してまいります」としているだけで、本坪谷湿原や本坪谷川、滝の平湿原などでは、搬入路拡幅の際、土砂等が水辺環境に流入し、水質・水流の変化等による環境への影響が生じるおそれがある。また、魚類(頭甲綱を含む)や両生類では、調査範囲に含まれていない。本坪谷湿原や本坪谷川、滝の平湿原を調査範囲に組み入れ、調査し、生息状況を把握し、予測及び評価を実施すべきではないだろうか。</p>	<p>本坪谷湿原については搬入路沿いに位置しており、調査範囲に含まれていることから、任意調査により両生類等の生息状況を確認する予定です。その他のご指摘いただいた地点については、事業計画の内容を踏まえ、濁水等による影響が生じる可能性が考えられる場合には追加的な調査を実施し、両生類や魚類の生息状況の把握に努めてまいります。</p>

## (意見書 10 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>・表 7.1-3 (8-1) 配慮書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解で、住民 No, 32 は、水系に依存し、移動能力の少ない両生類や魚類などに対し、どのように配慮するのかその対策方法の提示を求めているが、事業者の見解では「現地調査を実施し、両生類や魚類の生息状況を把握し、その結果や有識者からの助言を踏まえ、適切に事業計画を検討してまいります」と回答している。しかし、評価方法書の要約書では、搬入路に予定されている、本坪谷湿原や本坪谷川、滝の平湿原などでは、調査が計画されていない。調査が計画されていないのに、「その結果や有識者からの助言を踏まえ、適切に事業計画を検討する」ことができるのだろうか。</p>	<p>本坪谷湿原については搬入路沿いに位置しており、調査範囲に含まれていることから、任意調査により両生類等の生息状況を確認する予定です。その他のご指摘いただいた地点については、事業計画の内容を踏まえ、濁水等による影響が生じる可能性が考えられる場合には追加的な調査を実施し、両生類や魚類の生息状況の把握に努めてまいります。</p>
49	<p>・表 7.1-3 (8-2) 配慮書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解で、住民 No, 35 に対し、「ご指摘ありがとうございます。そのような生物の生息状況についても現地調査時に留意し確認してまいります。なお、輸送路を新設する場合等には対象事業実施区域に含めてまいります」と回答しているが、評価方法書の要約書では、搬入路に予定されている、本坪谷湿原や本坪谷川、滝の平湿原などでは、調査が計画されていない。対象事業実施区域になるのなら、調査し、生息状況を把握し、予測及び評価を実施すべきではないだろうか。</p>	<p>本坪谷湿原については搬入路沿いに位置しており、調査範囲に含まれていることから、任意調査により両生類等の生息状況を確認する予定です。その他のご指摘いただいた地点については、事業計画の内容を踏まえ、濁水等による影響が生じる可能性が考えられる場合には追加的な調査を実施し、両生類及び魚類の生息状況の把握に努めてまいります。</p>
50	<p>・表 7.1-3 (20-1) 配慮書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解で、住民 No, 56 に対し、「搬入路の候補地である本坪谷湿原の近くの林道やアンデルセン百年農場とつながると農道については拡幅する可能性が考えられるため、ご指摘のとおり、その林道周辺も現地調査を実施し、両生類や魚類を含めた動植物相を把握してまいりたいと考えております。その結果や専門家等の助言、環境保全措置を踏まえた上で、影響予測をおこなってまいります」と回答しているが、評価方法書の要約書では、搬入路に予定されている、本坪谷湿原や本坪谷川、滝の平湿原などでは、調査が計画されていない。評価方法書の体を成していない。もう一度、調査時期、調査ポイント、調査方法を提示し、評価方法書をやり直すべきではないか。</p>	<p>本坪谷湿原については搬入路沿いに位置しており、調査範囲に含まれていることから、任意調査により両生類等の生息状況を確認する予定です。その他のご指摘いただいた地点については、事業計画の内容を踏まえ、濁水等による影響が生じる可能性が考えられる場合には追加的な調査を実施し、両生類及び魚類の生息状況の把握に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>意見</p> <p>●「クマタカの生息地」について</p> <p>(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)3.1-61 ページ(3)動物の注目すべき生息地には、環境省アセスメントデータベース・センシティブマップ・クマタカの生息分布(方法書 3.1-44 ページ図 3.1-21 (2))に生息地として示されているにもかかわらずクマタカが明記されておらず、方法書 3.1-62 ページ図 3.1-23 「動物の注目すべき生息地」にも記述されていない。</p> <p>日本野鳥の会島根県支部および認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会の調査では、別添の「5 つがいのクマタカの推定行動圏」に示すように、当該計画地一帯はクマタカの主要な生息地となっており、動物の注目すべき生息地として取り上げられていないことは、当該方法書の信頼性にもかかわる大きな問題である。方法書 4.3-37 ページ 3. 評価 (2) 評価結果においても、「環境省の調査指針に基づいて生息状況を調査し、予測評価を行えば、直接改変による重大な影響を回避し又は低減できる可能性が高いと考える」とされている。「5 つがいのクマタカの推定行動圏」に示すように、当該事業実施想定区域内には環境省レッドデータブック(以下「環境省 RDB」という。)で絶滅危惧 I B 類に選定されている 5 つがいのクマタカが生息しており、内 1 つがいは 2017 年に繁殖し巣立ちも確認している。この貴重な生息地の北側尾根には、既設の風力発電機 29 基が存在しており、その南側尾根に新たに 17 基の風力発電機が設置されると、5 つがいのクマタカの行動圏が 46 基の風力発電機で囲いこまれる状況となることは必至で、クマタカの生息存続が極めて困難となることが予測される。</p> <p>このことから、準備書段階の現地調査において、われわれの調査結果の妥当性が確認された場合には、クマタカの保護を図るために当該地域における風力発電施設の建設を断念することを強く要望する。</p> <p>なお、当該事業想定区域内においては、環境省 RDB で絶滅危惧 I B 類に選定されているイヌワシも確認されており、島根県レッドデータブック(以下「島根県 RDB」という。)準絶滅危惧種に選定されているオシドリも繁殖が 2017 年と 2018 年に確認されている。</p> <p>さらに、環境省 RDB 絶滅危惧 I B 類のヤイロチョウ、同絶滅危惧 II 類のミゾゴイ、同準絶滅危惧のハチクマとオオタカ、島根県 RDB 絶滅危惧 II 類のヤマセミなども繁殖期に確認されている。これらのほか、国内では八幡高原と大分県九重町にのみ渡来し越冬する希少な鳥類、シラガホオジロの渡りの経路ともなっている。</p> <p>事業実施想定区域では、2017 年 8 月の線状降水帯による集中豪雨で甚大な沢崩れ等が発生しており、要因の一つに尾根筋へ建設された既設の風力発電施設 29 基にともなう森林の保水機能消失が考えられる。また、2018 年には沢崩れの対策のために公共工事として実施された砂防ダム建設工事により、近隣のクマタカつがいの繁殖が認められなかった。このような事例から、その南側尾根に新たに 17 基の風力発電施設設置のための敷地造成や道路開削が行われ、森林が破壊されれば、さらなる沢崩れを助長する可能性があり、当該事業による直接影響はもとより、間接的な影響も懸念される。</p> <p>以上述べたように、当該事業想定区域一帯には優れた自然が多く存在しており、方法書に示されたような調査及び予測・評価を行うまでもなく、風力発電施設を設置することは環境省が推進する生物多様性保全の観点からきわめて損失が大きいと考えられることから、(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業については中止されることを併せ要望する。</p> <p>注)重要種保護の観点から、意見書に添付されている別添図の掲載は割愛しました。</p>	<p>クマタカの生息情報を無視しているということではなく、クマタカの生息分布情報については、方法書 P. 63 に記載しております。</p> <p>クマタカへの影響に対する予測について、まだ環境省の手引きに基づいた調査を終えておりませんので、まずは、環境影響評価でしっかりと現地調査を実施し、既存風車の累積的影響も加味した上で、クマタカへの影響の予測評価を行う所存です。</p> <p>また、クマタカ以外にもご指摘の猛禽類や鳥類について、現地調査によって生息状況や飛翔状況の把握に努めます。</p> <p>ご指摘の豪雨による沢崩れについてですが、1990 年代から地球温暖化や気候変動による影響への警鐘が世界的に鳴らされ続けておりますが、いまだに抜本的な温室効果ガスの削減には至っており、近年、異常気象による豪雨等が目立ち始めています。</p> <p>豪雨等の異常気象を防ぐことはもはや困難になっているのかもしれませんが、本事業では再生可能エネルギーを普及し、先進国の責務でもある温室効果ガスの削減に少しでも寄与したいと思っております。</p> <p>もちろん、山間部での開発に当たっては、関係行政機関と十分に協議を行い、防災対策などの保全措置についても、しっかりと検討してまいります。</p>

## (意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>1. 配慮書において島根県知事・広島県知事の意見のなかに、広く環境の保全の見地から意見を求められるように法にもとづく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能とするなど利便性の向上につとめること……があります。今回1月28日の期間の終了後も勉強の為に縦覧しようと思いましたが、知事意見は無視して見れません。再考をお願いします。(法的に無理なら方法書の図書希望者に配布してはどうですか?)</p>	<p>電子縦覧については、これまで、ダウンロードも印刷も不可の状態でした。今回は、ダウンロードかつ印刷可能な状態で電子縦覧しております。従前の手法よりも、利便性は改善していると考えております。</p> <p>方法書の電子縦覧は平成31年1月28日で終了しましたが、引き続き、利便性向上のための方法については検討いたします。</p>
53	<p>2. 主要な展望のひとつ大佐山の頂上から約700mに配置されていますが、目いっぱい大きくなり圧迫感を感じるように感じられ事になることは確実です。どのような回避方法が考えられますか。具体的に……</p> <p>大佐山の登山道の整備を有志で検討しています。昔は日本海がみえました……</p> <p>大佐山は草刈り場でした。</p>	<p>今後、フォトモニタージュを作成するなどし、配置などを検討することにより、影響の回避・低減に努めます。</p>
54	<p>3. 八幡地区はもちろん多くの人たちがそのままの四季を愛して保養地として中国山地に来られます。方法書の回答に皆さまへのご説明をとおしてご理解いただけるように努めるとありますが、地域住民以外の多くの皆さんへの説明会の告知方法や、説明場所・時期は何時ごろを予定されていますか?</p>	<p>環境影響評価方法書に係る環境保全の見地からの意見募集や説明会開催案内については、弊社のホームページ、一般紙や自治体広報誌等で広くお知らせいたしました。</p> <p>説明会については、風車建設における環境影響が懸念される事業実施区域の近隣地域7箇所で開催いたしました。また、その際に、地域住民以外の方も参加されておりました。</p> <p>今後も引き続き、近隣地域で説明会を開催し、情報を周知する機会を増やしていく予定です。地域住民以外の方にとってはご足労をおかけすることになりますが、ご参加いただくことを考えております。</p>
55	<p>4. 既存の風力発電の鉄塔が波佐地区の主な民家からはまったく見えません。これは計画段階において配慮したものでしょうか、それとも偶然ですかね?</p> <p>既存の鉄塔から東側(電波塔がある)(坊主山)にのびる計画はされないのですか。以前に尋ねたら風が吹かないとのことでした。もう一度風量調査するか、または以前の調査結果の公表をお願いします。(素人なりに地図を見るとかぜは吹くような気がしますが……)</p>	<p>波佐地区からの見え方については、谷部に集落が点在しており、地理的な要因が多分に影響しています。ご指摘の坊主山などのエリアは、風況がよくなる、事業の安定経営に悪影響を及ぼす可能性があるため選定しておりません。</p>
56	<p>5. 芸北地区と金城地区は県は違いますが、古来より186号線・島根県道115号・広島県道307号線を軸に交流してきました。加計高校芸北分校にも金城地区からも多くの方が卒業されています。現在もスキー競技や田舎の学校のよさを感じ多くの在校生もいます。金城地区から嫁いできたもの、八幡から嫁いで行った方もたくさんいます。仕事関係でも色々な方が北広島町で働いています。ちなみに大佐スキー場でも現在約12人の方々にお世話になっています。お互い中山間地域として助け合って地域を支えてきました、森林事業も活発に交流してきました。風力発電事業計画にともない、培ってきた信頼が壊れようとしています。賛成・反対それぞれの考えがありますが、先祖代々養われてきた絆は今、確実に崩壊しようとしています……</p>	<p>再生可能エネルギーの普及は国民的な課題であり、地域分け隔てなく、どうすれば、その導入を図れるのか地元の方々と話し合いながら、事業計画の検討を進めていきたいと思っております。</p> <p>周辺地域の方々からのご理解を賜えるよう引き続き努力してまいります。</p>

## (意見書 11 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	6. 説明会にて地域活性化について熱く、多く語られました。活性化のヒントや具体案を参考にしようと各地に聴衆に行きましたが、私の聴いている範囲ではまったく出ませんでした。机上の空論ばかりでむなしくなりました。何回も出た持論で「よそ者、若者、バカ者」がありました。風力発電事業で八幡には「よそ者、若者、バカ者」も住まない町になりますよ。(地域活性化には「よそ者、若者、バカ者」論はもう古い考えですが・・・・)	地域活性化は、地域特有の課題や想いを共有した上で、検討することが大切であると考えています。今後も、地域の方々とコミュニケーションを図りつつ、地域の課題や想いを汲み取る努力を続けてまいります。そして、最終的には本事業について、地域の皆様に理解して頂き、地域の皆様と共生できるような事業になるよう努めてまいります。
58	7. 今年秋に環境影響評価調査の進捗状況や多くの皆様のご意見に関する回答の説明会をおこなってください。調査結果が出るまでにはかなりの時間がかかります。結果だけ発表して逃げの調査にならないようにお願いします。専門家の皆さんの調査方法など参考にしてください。そのためにも再度の説明会を望みます。	環境影響評価の現地調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けられるよう、検討いたします。

## (意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>私は「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業」を計画されている事業実施区域に隣接する八幡地区に在住している■■■■と申します。今後も八幡地区に永住したいと考えております。</p> <p>また、私の勤務先は広島県山県郡北広島町■■■■であり、今後も現在の勤務先での勤務が見込まれます。さらに八幡地域内での活動としては■■■■に所属しており、年間ほとんどの日にちを八幡地区内で一日中過ごしています。</p> <p>他地域での風力発電事業からの影響について調べたところ、騒音、低周波等による健康被害があるようです。更にこの度の「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業」計画ではこれまでに例のない大型の風力発電機を設置する計画であると伺いました。仮に私や家族に当該風力発電事業を原因とする健康被害があった場合、今の生活を維持できなくなる重大な損失となり、これは決して許容できません。</p> <p>これらの点を踏まえ、今回の方法書を拝見したところ、現在の調査内容では騒音や低周波の住民に対する調査が十分とは言えず、私と家族の健康と生活の維持に重大な不安があるため下記の調査を要請します。</p> <p style="text-align: center;"><u>調査内容</u></p> <p>(自宅) 広島県山県郡北広島町■■■■  (勤務先) 広島県山県郡北広島町■■■■  (活動場所) ■■■■  における</p> <p>①騒音および低周波の大きさの予測および健康への影響予測を高齢者、成人、妊婦、未成年、幼児、乳児などの年代別、さらに晴天、雨天、降雪、台風等の災害時、早朝、日中、夜間といった条件ごとに定量的に示してください。</p> <p>②その調査結果を踏まえ、その影響を回避するための具体的な施策を明示してください。</p> <p>③私や家族が被害を被った場合には、その補償方法について、誰が主体となって、どのような補償をしていただけるのか明示してください。</p> <p>以上、あくまで私と私の家族についての懸念についてお願いしましたが、当地域における生活とはコミュニティが健全に運営されてのみ実現されるものであり、万が一、私が危惧しているような健康被害が八幡地区住民の誰かにあった場合にはすぐに失われてしまうものです。したがって八幡地域内の全家庭、全公共施設についても同様の調査及び報告をお願いいたします。</p> <p>注) ■部は個人情報のため、伏字としました。</p>	<p>騒音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)等を参考に定量的な調査を実施し、調査結果に基づいて風車騒音の定量的な予測・評価を実施いたします。</p> <p>また、調査地点については、風力発電機に近く、各地区への環境影響を適切に把握しうる地点を選定していますが、予測については、調査地点のみではなく、地域全体を対象に広く行います。</p> <p>①現時点では成人や子供といった人の属性ごとの、評価基準は公になっておりませんが、今後も最新の知見の収集に努めてまいります。</p> <p>また、騒音・低周波音の調査は、降雨等の影響を除外するとともに、夏季のセミなどの鳴き声や、冬季の強風による風雑音の影響を除外するため、春季と秋季の 2 季について実施することとしました。</p> <p>②回避等の具体的な施策については、現地調査・予測を踏まえて環境保全措置を検討し、準備書に記載いたします。</p> <p>③稼働後に問題が発生した場合には、まず、どのような状況か調査し、必要に応じて専門家等からも意見聴取を行った上で、当該状況に応じて対応策を検討し実施させていただきます。</p>

## (意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>公益社団法人日本山岳会は、1905年（明治38年）に設立され2012年4月公益社団法人となった。アルピニズムから日本的な山旅までの登山活動、および、高所医学の研究、自然保護活動、出版や講演、啓発活動など社会貢献を多岐に進めてきた。広島支部においても環境委員が中心となり北広島町八幡湿原の保全活動に携わっておりその活動は広く知られているところであります。この度、大佐山風力発電計画が撤回され（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業がアナウンスされたので環境影響評価配慮書の内容を精査したところ「人と自然の触れ合いの活動」や「景観」に関する項目について、明らかな事実誤認があることが認められましたので、以下の通り事実の通達をするとともに、事業の中止を求める。</p> <p>意見</p> <p>①人と自然の触れ合いの活動</p> <p>公益社団法人日本山岳会広島支部は2005年に創立100周年を迎えるに当たり、記念事業の一つとして全会員参加を目標に北海道の佐多岬から九州の佐多岬まで5000kmに及ぶ「中央分水嶺踏査」を実施した。</p> <p>特に、当配慮書で事業計画がなされている西中国山地国定公園は、中国地方における登山を語る上で、非常に重要なエリアである。事業実施想定区域内にある大佐山、八幡三方辻、鷹巣山、木束峠ルートは日本海水系と瀬戸内海水系を分ける中央分水嶺であり、登山者にとって西中国山地の中でも魅力ある登山及び縦走ルートとなっている。</p> <p>昭和57年発刊「西中国山地」桑原良敏著に「大佐山は山頂の展望が良いこともよく知られ、山頂より西の八幡三方辻にかけては草丘が続き雲上の遊歩道といった所で、家族づれの登山者もよく見かける」とあり、古くから多くの登山者に親しまれている登山ルートとなっている。</p> <p>夏季の縦走に加え、冬季においても大佐山、八幡三方辻、鷹巣山ルートは積雪の多いルートであり、カンジキ・スノーシューを用いて「雪山を楽しむ魅力ある縦走コース」として一般登山者、地域山岳団体のパーティーが良く入山している。</p> <p>「事業実施想定区域内においては、人と自然とのふれ合いの活動の場」に関しては明らかな過小認識と事実誤認であり、恣意的とさえ考えられる。</p>	<p>ご教示いただいた、公益社団法人日本山岳会発行の「創立100周年記念行事 日本列島 中央分水嶺 踏査報告書」の「山行報告書（2004年）」を確認させていただきました。</p> <p>方法書作成に際して関係機関への聞き取りを実施しましたが、頂戴した状況情報等も踏まえながら、さらなる現況把握に努め、本事業による影響を回避・低減するよう検討してまいります。</p>

## (意見書 13 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>②景観</p> <p>今回の環境影響評価配慮書ではこの登山ルート の景観について、北東側の三瓶山方向については見晴 らしの良い景観になっているが、北西側の(仮称)新 浜田ウインドファーム発電事業計画予定地側は木が 茂っており、登山者にとって景観上影響ない趣旨が 記載されている。</p> <p>しかし、樹木の高さはせいぜい 10~20m であり、 高さ 145m にも及ぶ巨大風車は登山道から多少離れて いても視界に入るばかりでなく、プロペラの風切音 や振動は登山者にとって耐えがたい圧迫感と恐怖を 感じさせることは容易に想像できる。</p> <p>景観面においては、八幡三方辻から南側に向かっ ての掛頭山や臥龍山の稜線及び山頂周辺は地元自治 体や山岳団体により整備されており、今回の事業実 施想定区域を間近に見ることが出来る。また、高岳は 聖湖の西側に位置する山で、聖湖を眼下し事業実施 想定区域及び八幡高原集落を眺望できる山として人 気を集めている。</p> <p>西中国山地の主要な登山コースは、八幡高原を取り 囲む東西南北に広がる山々となっている。眺望点 により見える風車の大きさは大小さまざまと想像さ れるが、大佐山から八幡三方辻、鷹巣山に続く稜線沿 にそびえる巨大な人口建造物は、直下の県境縦走ル ートは勿論のこと、東山の大潰山や真正面に位置す る掛頭山と臥龍山、また西側の高岳などの山々から 見て、如何なる視点を持って眺望しても、この地にふ さわしい景色とはいえない。</p> <p>この度、(仮称)大佐山風力発電計画が撤回され、 風車の設置場所が県境から島根側に最大 250m 程離さ れる(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業計画が 示されたが、県境登山道標高と今回の尾根沿い設置 場所の標高は殆ど差が無く、景観や人体への影響に ついて前回の(仮称)大佐山風力発電計画と何ら改善 されるものではない。</p>	<p>頂戴した情報も参考とさせていただき、今後も引 き続き調査によりさらなる現況把握に努めてまいり ます。また、現地調査結果を踏まえ、植生や地形を生 かして風車を可能な限り遮蔽するような配置を検討 するなどし、本事業による影響を回避・低減するよう 検討してまいります。</p>

## (意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	<p>事業実施区域となる周布川上流部には少数ではあ るが、貴重なゴギ(赤色が強く極めて美しい色をして いる)が生息しているため、工事の実施にあたり、河 川の改良、工事の濁水対策を十分に実施して頂きたい。</p>	<p>工事の実施にあたっては、十分な濁水対策を実施 できるよう、関係行政機関とも協議を行い、事業計画 を検討していきます。</p>

## (意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>①風力発電の設置予定位置と既設風力発電所が同じ エリア内にあったり隣接している。</p> <p>既設位置で既に問題があったことを検証せず、又 1 から作るような評価方法書となっている。</p> <p>前回の発電所とエリアが重なるところは、リスク が高くなったのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、既設風力発電所と対象事業実施 区域が重なっている場所については、累積的な環境 影響が懸念されます。</p> <p>従いまして、既設風力発電所と本事業の累積的な 影響についても、現地調査を行い現状を把握した上 で、その影響の程度を予測、及び評価を実施します。 また、その結果を踏まえ、事業計画を検討すること で、環境に配慮した事業にしていきたいと考えてお ります。</p>

## (意見書 15 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>②若生集落は風力発電には含まれるが、全国このような所はあるのか、本当に問題がないと言い切れるのか。</p> <p>もっと個別の事情を検討して、真摯に対応すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、若生地区については、既設風力発電所と、本事業との間に位置しております。</p> <p>ご懸念の既設風力発電所と本事業の累積的な影響についても、現地調査を行い本地域の現状を把握した上で、その影響の程度を予測、及び評価を実施します。</p> <p>また、その結果を踏まえ、事業計画を適宜検討することで、より環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

## (意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	<p>○水環境の検討が、工事の一時的な影響と評価しているが、供用後、法面、土側溝、砂利道から濁りが発生することは必ずある。</p> <p>降雨時には魚類への影響又、水源池への影響について見解を明記すること。</p>	<p>供用時の沈砂池では、堆積した砂を定期的に別途排出し、沈砂池容量の確保に努めます。なお、沈砂池出口からの濁水はフトン籠、しがら柵を適正に設置して、濁水の林地浸透を促進いたします。</p> <p>これらの対策を取ることで、常時水流や水源池への濁水流入を防止してまいります。</p>
66	<p>○法面工事について、P11「可能な限り…」は、防災対策を軽視しているの、確実に行うことを明記すること。</p>	<p>法面工事等について、関係機関と協議した上で、防災対策を実施いたします。</p>

## (意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	<p>・スナヤツメ南方種は甲頭綱として分類され、魚類(綱)ではありませんが、魚類学会等では、魚類としてあつかわれています。魚類の中に入れて、魚類の調査時に生息調査をしてほしい。魚類でないから調査をしない、などと言わないで下さい。</p>	<p>スナヤツメ南方種についても調査対象としています。</p>
68	<p>・参考文献は本になったり、各研究報告がとりあつかわれていますが、地域の情報誌の中にも絶滅危惧種などの情報が数多く記載されています。地域の小さいローカル誌も文献として、とりあげ希少生物の情報をあつめて下さい。とり集めないで、希少種がないと判断するのはまちがいです。</p>	<p>レッドデータブック等最新の資料を反映しており、これら図書の作成時には地域の情報も加味されているものと考えております。文献調査では生息・生育に関する明確な位置情報の記載がないため、方法書に示したとおり、現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における生物相の把握に努めてまいります。現地調査結果を踏まえ、環境影響を適切に予測及び評価してまいります。</p>
69	<p>・評価方法書 7.1-34 (446) の (56.57) の意見に対し、事業者の見解として、本坪谷湿原の近くの林道・アンデルセン百年農場につながる農道について、林道周辺の現地調査を実施し、両生類・魚類(スナヤツメを含む)を調査し、環境保全措置を踏まえた上で影響予測をすることを回答しているが、要約書の図 4.2-3 (5-1) 爬虫類・両生類の調査地点が定まっていない(具体的に示されていない)、調査方法を含めて具体的に示してほしい。</p>	<p>両生類、爬虫類に関しては改変区域を中心として、調査範囲を踏査いたします。ご指摘の林道周辺についても踏査対象として考えており、生息状況把握に努めてまいります。</p> <p>調査地点や調査ルートについては、準備書に記載いたします。</p>
70	<p>・評価方法書 4.3-11 (229) で注目すべき生息地として、八幡高原、臥龍山、臥龍山～掛頭山の3ヶ所をあげ、その中でカスミサンショウウオ、ブチサンショウウオをあげているが、本坪谷湿原周辺に生息地がある。</p> <p>事業地に関係しないポイントをあげ、事業地域外とするのは、おかしいと思う。</p> <p>事業地となりうるところに予見されるのなら、調査方法を示すべきである。</p>	<p>両生類に関しては方法書 p.369 に記載のとおり、ご指摘の本坪谷湿原周辺も対象とした調査を実施し、生息状況の把握に努めてまいります。</p> <p>なお、調査の際には改変区域を中心とした踏査を実施し、踏査ルートについては準備書に記載いたします。</p>

## (意見書 17 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	・要約書 図 4.2-3 (7) 魚類の調査ポイントが定まっていない。本坪(谷)川にはスナヤツメ(南方種)が生息しており、この場所を含めるべき。W-13で魚類相を調査する様であるが、サツキマス等は周年生息せず、9~10月に調査し、降湖型サツキマスを確認してほしい。	ご指摘を踏まえ、本坪谷川についても調査地点として追加いたします。また、W13については秋も調査を実施いたします。
72	・要約書 図 4.2-3 (7) で、W-05でゴギ(魚類)の調査が予定されているが、生息密度が明確になる様な詳細な調査を行ってほしい。	生息密度の濃淡が把握できるよう、現地調査時に留意いたします。
73	・方法書 7.1-27(439)の中で一般意見(27)に対し、以前の工事について、山腹からの土砂流出について、事業者は説明をする機会を設けるとしている。今回の事業によって、同じ様なことが予想され、渓流性サンショウウオのヒダサンショウウオ、ブチサンショウウオ、あるいは湿地に生息するカスミサンショウウオ、やや下って、ゴギ・イシドジョウ・アカザ・カジカ(大卵型)等に影響があると予測される。これらの対応について説明を聞きたい。	濁水の流出に関しては、これまで実施してきた事業での結果も鑑み、より環境に配慮した計画となるよう対策を講じてまいります。

## (意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
74	方法書に環境影響評価の方法が掲載され、住民説明会も各地で開いていただきました。これを受け、2019年2月5日に北広島町八幡地区の10代~50代の有志が集まり、「(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電事業環境影響評価方法書」について話す会を開催しました。これから50年先もこの地域で済み続ける私たちは、いのちと環境を次世代につなぐ責任があります。そのメンバーで話し合ったことを意見書として提出します。 (総論) 私たちは3つの点から、依然大きな不安を抱えています。 第1点は、住環境や自然環境が改変されることへの不安です。この点については次項以下の各論のとおり、事業推進の過程において、十分な調査や予測、対応を講じることによって解消していただくよう要望します。	本事業について、地域の皆様で話し合いの場を持ち、真剣に向き合っていただき、ありがとうございます。 本事業による住環境や自然環境の変化については、環境影響評価の中で、現地調査を行い現状を把握した上で、その影響の程度を予測、及び評価を実施し、影響の低減に努めてまいります。また、地域の方々とのコミュニケーションを図ることで、本事業について、ご理解いただき、不安の解消に努めてまいります。
75	第2点は、環境影響評価法第三条「事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で勤めなければならない。」を遵守できていないという不安です。その最も大きな要因は、方法書の公開から意見書の提出までのごく限られた時間の中では、県、市町、事業者が有する様々な情報を共有し、環境への影響評価をするための方法について意見することが、きわめて困難だからです。このままでは、多くの地域住民が環境影響評価の重要性を認識しないままに事業が進行していくこととなります。 そこで、地域住民が「環境影響評価の重要性を深く認識」とともに、「環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で勤め」ることで、環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われるようにご協力ください。そのために、事業者、島根県、広島県、地域住民(浜田市・北広島町)が会して情報や意見を交換する場の設定を、準備書の送付より前の段階で定期的に行っていただくよう、強く要望します。また、方法書に対する質問の全文を、知事等への送付と同じタイミングでインターネット等を通じて公開してください。	現地調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けられるよう、検討いたします。また、本事業の環境影響評価方法書に係る環境保全の見地からのご意見に関する回答については、経済産業省の風力部会の資料としてインターネット上に公開される予定です。

## (意見書 18 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
76	<p>3 点目は、事業実施後に生じる恐れがある不測の事態に対する対応です。西日本豪雨災害や東日本大震災など、過去の例を見ても、災害に伴って発電施設等がもたらした被災については、係争が絶えません。そのためにも、事業実施後における影響の調査を見据えた調査体制の確立が必要と思われまます。環境影響評価に間違いが無かったことを継続的に調査・評価する体制を示してください。また、環境影響評価による予測とは異なる悪い影響が生じた際の対応や責任の所在（事業者なのか認可した行政なのか）、人的被害をどのように把握するのかの方法およびそれに対する補償の体制（補償主体、時期、内容）についても明確に示してください。</p>	<p>風車稼働後の環境影響については、環境保全措置の効果や事後調査結果を記載した報告書を作成し公表することが環境影響評価法で制度化されています。それらの結果を踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。</p>
77	<p>(各論)</p> <p>■騒音や低周波の調査について</p> <p>私たちは、これまでと変わらず「安心して健康に暮らしたい」と切に願っており、風力発電施設の影響による不眠や睡眠障害を懸念しています。特に乳児やその家族、高齢者などは自宅で過ごす時間が長いため、風力発電施設からの騒音や低周波に晒される時間も長くなります。風力発電の建設により、住民の健康状態に被害が及ばないように、「騒音や低周波」の調査には慎重を期すため、以下の調査が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や健康状態など家庭ごとの実態に合わせた定量的な予測や評価ができる調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 八幡地区の全戸を対象に、実際の地形や植生を考慮した、各戸ごとの騒音・低周波の量と、時間・天候・季節ごとの予測</li> </ul> </li> <li>・風車建設の影響がわかる調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 工事期間中および期間後も含めた、複数モニタリングポストによる常時観察とインターネットでのリアルタイムの公開</li> </ul> </li> <li>・目標基準値の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 八幡高原は静かな山村です。「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」で示された値を参考に、各戸における目標基準値は、終日 35dB 以下としてください。</li> <li>▶ 終日 35dB 以上を基準とする場合には、環境保全の観点からの合理的な根拠を示してください。</li> </ul> </li> <li>・予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）等を参考に実施します。調査期間については降雨等の影響を除外し、また、夏季のセミなどの鳴き声や、冬季の強風による風雑音の影響を除外するため、春季と秋季の 2 季について実施することとしました。調査地点については、風力発電機に近く、各地区への環境影響を把握しうる地点を選定していますが、予測については、調査地点のみではなく、地域全体を対象に広く行います。また、予測の際の気象条件については、風向や気温勾配を考慮し、地形の効果も取り入れて実施し、結果については準備書において提示いたします。なお、現時点では成人や子供といった人の属性ごとの、評価基準は公にはなっておりませんが、今後も最新の知見の収集に努めてまいります。</li> <li>・建設工事の完了後に、事後調査結果等を記載した報告書を作成し公表することが環境影響評価で制度化されていますので、報告書において公表します。</li> <li>・評価にあたっては、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）に示されている評価方法を参考に行います。評価基準は現地の状況を踏まえて適切に設定いたします。</li> <li>・稼働後に問題が発生した場合には、まず、どのような状況か調査し、必要に応じて専門家等からも意見聴取を行った上で、当該状況に応じて対応策を検討し実施させていただきます。</li> </ul>

## (意見書 18 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
78	<p><b>■景観について</b></p> <p>私たちは、地域の自然と景観に誇りをもっています。特に風力発電建設により、故郷の景観が改変されることや、観光資源の魅力低下や、自然の魅力に惹かれる移住者の減少を強い危機感を持っています。土地への帰属意識や、観光地としての魅力が低下することは個人への喪失感のみならず、新たな観光や移住に対して妨げとなり、ひいては地域が存続できない状況を生じかねません。風力発電建設による観光客や移住定住者への影響を、工事の実施中および施設の稼働後それぞれについて調査・予測してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山者や来訪者の数は季節や天候、地域イベントなどにより大きく異なります。数の把握については調査日を任意に設定したランダムサンプリングからの予測ではなく、正確を期するために、センサーなどを使った全数調査を行ってください。</li> <li>・来訪者の数だけでなく、景観への愛着や価値認識などの質についても定量的に評価できるように調査してください。</li> <li>・住民や来訪者以外の、潜在的な需要についても、量的・質的な調査を行ってください。</li> <li>・予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。</li> </ul>	<p>景観への愛着や価値認識については、その人の立場や嗜好性などにより回答が影響されるものであり、主観と切り離せない性質であるため、定量的な評価を行うための目安としては適さないと考えております。また、観光客や移住定住者については、その時々や流行や社会経済情勢や趣味嗜好の動向など複数の要素に起因すると考えられます。</p> <p>それらの影響については、環境影響評価では評価しきれない事柄と考えておりますので、地域の方々とコミュニケーションを図りながら、丁寧に事業の内容を説明していくことで、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
79	<p><b>■安全対応について</b></p> <p>「安全について、10年、20年、その先も約束できますか?と事業者に聞きたい」という強い意見ができました。現在、事業者は風力発電建設に積極的ですが、仮に建設された場合、事業後の保証についての説明や規則がありません。「建設されてみないと何が起こるかわからない不安」があり、取り返しがつかなくなって困るのは地域住民ですので、以下の調査や体制を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系の影響についての調査を工事後も継続し、その調査について有識者と協議の場を設けること。</li> <li>・予測不可能な災害や事故が起きる可能性があるため、工事中・稼働後の安全管理体制についてインターネットなどで公開すること</li> <li>・事業者の倒産などが起きた場合の保証や保険制度について示すこと</li> <li>・工事のための搬入路についても不安があるため、発電施設の設置場所だけでなく、搬入路についても、同様の体制・制度を示すこと</li> </ul>	<p>建設工事の完了後に、環境保全措置の効果や事後調査結果を記載した報告書を作成し公表することが環境影響評価法で制度化されていますので、風車建設後の環境影響の程度を把握いたします。</p> <p>工事着手の際には、事前に工事中や稼働後の風力発電施設(管理用道路含む)に係る安全管理体制について、ご説明する場を設けられるよう検討します。</p> <p>現在は固定価格買取制度の導入により、売電収入の長期的な見通しが維持できることで、経営状況が安定します。また、運転保守体制をさらに強化することで故障を減らし風車の稼働状態を長期に渡り維持し得るので、倒産のリスクは非常に小さいと考えております。</p>

## (意見書 18 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	<p><b>■地域づくりについて</b></p> <p>「今回の風力発電建設についての最大のメリットは、自然エネルギーの利用を通じた地域づくりによる活性化」で、「地域のみなさんとともに考えたい」という事業者からの説明がありました。私たちは「地域特有の景観と、安全で健康的な暮らしが守られること」を軸に、地域づくりを進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような方法で地域づくりを地域とともに進めるのかを具体的に示してください。</li> <li>・説明会で繰り返し説明されるにもかかわらず、方法書の中には地域づくりに関する項目が見当たりません。準備書以降では、地域づくりについて具体的に現状をどのような方法で調査・評価し、どのような目標項目とするのかを示してください。</li> </ul>	<p>地域づくりは、地域特有の課題や想いを共有した上で、検討することが、大切であると考えています。</p> <p>また、地域づくりについては、長期的に取り組むべき事柄であり、環境影響評価の枠組みに収まらない事柄ですので、環境影響評価とは別途、地域の方々とコミュニケーションを図りつつ、地域の課題や想いを汲み取る努力を続けてまいります。</p> <p>そして、最終的には本事業について、地域の皆様に理解して頂き、地域の皆様と共生できるような事業になるよう努めてまいります。</p>
81	<p><b>■エネルギーについて</b></p> <p>私たちは、前回の意見書で述べたとおり、「現代の社会情勢として、化石燃料の枯渇や、温室効果ガス排出問題など、地球環境を人類全体で考えていく必要がある」と考えています。今回の風力発電建設によって、どれくらいの規模の電力が実際にまかなわれ（発電量ではなく実際の使用量）、その電力がどこで使用されるのか、「電力のゆくえ」についても教えてください。また、事業者の説明会で、風力発電建設でのメリットについて、「自然エネルギーの利用」があげられていましたので、具体的な CO2 削減量と効果を発電量ではなく、年間の使用量ベースで示してください。</p> <p>私たちは、突然の風力発電建設計画に混乱しています。このことを考えるために、貴重な時間も費やしています。よりよい未来のために、風力発電建設が必要なものかどうかを方法書や説明会を通して考えていますが、八幡地域や近隣地域の影響がわからないことに不安が募ります。地域のための風力発電建設が目的であるならば、私たちの不安がすべて取り除かれ、住民全員の合意のもとで、風力発電建設計画を進めてほしいと考えますので、(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電事業について、もう一度お考えいただくことを希望します。</p>	<p>本事業の年間想定発電量は、一般家庭で換算すると約 28,000 世帯分の年間消費電力量相当となります。</p> <p>発電量と実際の使用量というご質問ですが、本事業の電気は全量を中国電力へ売電します。その電気は、そのほかの発電所で作られた電気と中国電力の送電ネットワーク内で一緒になり、最終的には最終消費者のもとへ、送電ロスや出力抑制によるロスなどを除きすべて届けられます。</p> <p>今後、調査や予測・評価、事業計画の具体化を行っていく中で、皆様のご心配を少しでも減らせるよう、調査結果や計画内容についてはしっかりとご説明させて頂きたいと存じます。</p>

## (意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
82	<p>私たち西中国山地自然史研究会は、1994年の発足以来、八幡高原を中心とする西中国山地で、自然を調査し、その普及啓発と保全に努めてきました。設立の発端となったのは、旧芸北町が提唱した『芸北田園空間博物館構想』です。この構想は、町域全体を博物館とみなし、そこに生息生育する生きものをはじめ、風土と人の営みによって作られた景観や文化までも、そのまま「田園空間博物館の収蔵物」とみなし、保存、研究、展示をしていくというものです。この構想に賛同しながら、地域の自然を見つめ、人の暮らしに寄り添い、活動してきました。主な活動の成果として、八幡湿原の自然再生事業（広島県、環境省補助）、高原の自然館活動（農林水産省補助により設立、北広島町教育委員会）、芸北茅プロジェクトによる草原の保全（北広島町教育委員会など）があります。</p> <p>配慮書閲覧に際しては、当会としての基本姿勢と意見をとりまとめましたが、今回の意見書においても、まずは会の方針を再掲した上で、方法書について、当地における専門家としての意見を述べます。</p> <p><b>基本姿勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電は、地球環境にとってあまりにもリスクが大きいため、将来的には廃止していくことが望ましい</li> <li>・原子力発電に頼らない社会のためには、風力や太陽光を用いた発電や、薪の利用の促進など、自然エネルギーを使うように暮らし方を変えていく必要がある</li> <li>・自然エネルギーの活用においても、その行為が生態系・暮らし・文化に与える影響について科学的に評価した上で、事業地や事業内容を決定すべきである</li> </ul> <p>方法書についての意見</p> <p>1. 総括的事項</p> <p>方法書に記されるべき調査内容について、具体的な方法が示されていない項目が多く見られ、方法書の体を成していません。例えば、魚類の調査地は示されておらず、主要な生態系である湿原が調査対象から除外されています。また、文献調査についても配慮書段階のレベルと変化がなく、具体的な方法を検討するために必要な基礎情報が集められていません。</p> <p>また、経済産業大臣からの意見に関しても、本方法書では全く検討及び対応がなされていません。さらには、事業対象区域が配慮書段階に比べて111.7%にも拡大するとともに、道路拡幅などの改変が予定される谷筋が新たに追加され、送電施設の設定も「地下埋設及び架空（予定）」などと大きく変更されました。特に送電施設については、地形や景観の改変を伴うため、方法書の段階で送電経路を決定し、送電経路における影響を環境影響評価の項目に盛り込むべきです。</p> <p>調査項目の検討が不十分であること、経済産業大臣からの意見への対応がなされていないこと、計画が大きく変更されたこと、の3点から、本方法書は、環境影響評価を行うための要件を満たしていないと考えます。</p>	<p>両生類や爬虫類、哺乳類等、任意調査を実施するものに関しては、方法書においては調査範囲を示しております。踏査は改変区域を中心とし、区域及びその周辺の生物相が把握できるよう実施する予定です。</p> <p>調査地点を示しているものに関しては、トラップ調査等になり、捕獲などの調査を方法書に示した地点で実施する予定です。</p> <p>踏査ルート等については、準備書において記載いたします。</p> <p>また、経済産業大臣からの意見については、方法書 p. 305～307 に記載のとおり、今後も引き続き対応に努めてまいります。</p> <p>また、配慮書から方法書にかけ、区域の変更がございましたが、今後の計画の検討にあたっては、改変面積を最小化するよう搬入路を検討するなど行い、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>送電設備については、電気事業法において「送電用のもの」に該当します。環境影響評価法においては、「発電用のもの」を環境影響評価の対象とすることとなっておりますので、送電設備については環境影響評価では取り扱いませんが、極力既設道路に地下埋設する等、配慮してまいります。</p>

## (意見書 19 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
83	<p>2. 鳥類について</p> <p>事業地周辺は、多くの希少鳥類が確認されており、工事中から施設稼働後にかけて、繁殖地の消失、繁殖行動の阻害、バードストライクなどの直接的な影響が懸念されます。特にシラガホオジロは国内における越冬地が他には1ヵ所しかいないため、当該事業地の環境改変は国際的な鳥類相の保全に影響を与えると考えます。鳥類相調査においては、RDB等指定種に加え、小型の渡り鳥等を含めて調査、予測及び評価をする必要があります。</p> <p>【参考】</p> <p>日本野鳥の会島根県支部および認定NPO法人西中国山地自然史研究会の調査により、事業実施想定区域に環境省絶滅危惧ⅠB類の5つがいのクマタカが生息し、うち1つがいは2017年に繁殖し、巣立ちも確認されている。</p> <p>事業実施想定区域の北側尾根には既設の風力発電機29基が存在する。その南側尾根に新たに17基の風力発電機が設置されると、5つがいのクマタカの行動圏を46基の風力発電機で囲むことになり、クマタカへの影響が増幅されることになる。また、環境省絶滅危惧ⅠB類のイヌワシが近隣の風力発電施設で確認されており、島根県の準絶滅危惧種に選定されているオシドリの繁殖が事業実施想定区域内で2017年と2018年に確認されている。</p> <p>また、環境省絶滅危惧ⅠB類のヤイロチョウ、環境省絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、環境省準絶滅危惧のハチクマとオオタカ、島根県絶滅危惧Ⅱ類のヤマセミなども繁殖期に確認されている。さらに、国内では八幡高原と大分県九重町にのみ渡来し、越冬する希少なシラガホオジロの渡りの経路となっている。</p>	<p>クマタカを始め、希少猛禽類について調査を実施し、生息状況並びに風車設置予定尾根における飛翔状況を把握いたします。その結果を踏まえ、影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。そのほかの一般鳥類についても対象事業実施区域及びその周辺における生息状況の把握に努めてまいります。</p>
84	<p>3. 魚類、両生類について</p> <p>事業地は急峻な稜線近くに位置するため、搬入路の建設等による集水域の変化が、湿原の消失や河川への土砂流入を招くおそれがあります。本事業地の流域には、ゴギ、スナヤツメ、小型サンショウウオ類、ヒキガエル等、多くの希少水生動物が生息しており、魚類、両生類等についての調査は極めて慎重に行う必要があります。しかしながら、魚類の調査地点(図6.2-3(7))は、尾崎沼(w11)、と下流域(w13)の2ヶ所のみが計画されており、本坪谷湿原や本坪谷川、滝の平湿原では計画されていません。また、オオサンショウウオを除く両生類では、調査地点すら提示されていません(図6.2-3(5-1))。</p> <p>このように、魚類、両生類についての調査計画はきわめて不十分であり、方法の評価をする以前の段階であると言えます。</p>	<p>水生生物について現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における生息状況を把握し、水生生物への影響を極力低減するため、土砂や濁水の流入を防止する環境保全措置を適切に講じてまいります。</p> <p>また、濁水の流出に関しては、これまで実施してきた事業での結果も鑑み、より環境に配慮した計画となるよう対策を講じてまいります。</p>

## (意見書 19 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
85	<p>4. 大臣意見への対応について</p> <p>配慮書に対して経済産業大臣からは、総論 5 項目、各論 6 項目とともに、これらの検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載することが述べられました。しかし、方法書「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯」には、大臣意見に関する検討の経緯が記されておらず、検討されたことが読み取れません。主務大臣の意見が無視された内容では、適切な環境影響評価の手順とは言えません。</p> <p>具体的には、指摘のあった以下の項目について方法書に記されるべきであり、方法書として不備があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等に係る環境影響：「風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、(中略)及び最新の知見に基づき、住民への影響について適切に調査、予測及び評価を行い」に対し、疫学的知見に基づく論文等が多数報告されているにもかかわらず、検討の過程がありません。また、配置についても配慮書のとおりとした検討内容が示されていません。</li> </ul>	<p>経済産業大臣からの意見については、方法書 p. 305～307 に記載のとおり、今後も引き続き対応に努めてまいります。また、配慮書以降における区域の変更の経緯については、方法書 p. 470 に記載しております。</p> <p>騒音については、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）等に示されている評価方法を参考に行いますが、今後も最新の知見の収集に努めてまいります。また、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、環境保全措置を検討してまいります。</p>
86	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物及び生態系に対する影響：「検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた現地調査により自然度の高い植生及び復元困難な湿原植生に影響のある集水域等の状況を把握した上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと」に対し、方法書では専門家からの意見を踏まえずに調査地を設定しています。調査地の設定が不適切なままに調査を実施しても、環境への影響を評価、予測することはできません。</li> </ul>	<p>方法書 p. 407～412 に記載のとおり、方法書作成に当たっては専門家からの意見を踏まえております。</p>
87	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に対する影響：「大佐山の稜線一帯」を「優れた自然の風景地」とした上で、「事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に係る手法の選定に当たり、人と自然とのふれ合いの活動の場に対する影響と併せて、地域住民、国定公園の管理者及び利用者、関係する地方自治体並びに専門家の意見を踏まえること」としています。つまり、調査手法の選定の段階で地域住民、国定公園の管理者及び利用者、関係する地方自治体並びに専門家と協議することとされていますが、協議の過程は全く無く、対応方針にも大臣意見が反映されていません。</li> </ul>	<p>方法書作成に際して住民の皆様への説明会を開催し、ご意見を伺っております。なお、今後も引き続き、頂戴したご意見も踏まえ、関係機関等への意見聴取を行い、景観影響を回避・低減するよう検討してまいります。</p>
88	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然とのふれ合いの活動の場：「阿佐山恐羅漢山線道路（歩道）については管理者と十分に協議の上、改変を回避すること。加えて阿佐山恐羅漢山線道路（歩道）を除く大佐山及び弥畝山一帯については影響を回避または極力低減すること」とされていますが、この件に関する「管理者との十分な協議」の記録やその計画がありません。また、阿佐山恐羅漢山線道路（歩道）については「改変を回避すること」と明示されているにもかかわらず、方法書以降の手続き等において留意する事項の中では「影響を極力回避又は低減する」としています。「阿佐山恐羅漢山線道路（歩道）については影響を回避する」とすべきです。</li> </ul>	<p>今後の手続きにおいて、事業計画を踏まえ、調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載いたします。その際、並行して管理者との協議も実施いたします。</p> <p>なお、ご指摘の「阿佐山恐羅漢山線道路（歩道）」につきましては、方法書 p. 404 に記載のとおり、歩道を直接改変することはございません。</p>

## (意見書 19 続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	<p>5. 結論</p> <p>本方法書では調査地、時期、頻度、手法など、調査、予測の具体的な方法が示されておらず、環境への影響を評価できると判断することができません。特に、不可逆性の高い湿原生態系への影響調査や、送電線の設置などの不確定な要素が多く、見切り発車の感が否めません。</p> <p>方法書の内容以前に、本事業計画では、何らかの措置を講じたとしても、生態系や人の暮らしに重大な影響を与えることは明らかであり、事業地の選定が不適切であると評価し（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業は計画を撤廃すべきであると考えます。</p>	<p>調査方法については、方法書 p.316～405 に記載しているとおりであり、本事業にかかる環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、効果的な環境保全措置を検討してまいります。</p>

## (意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	<p>コウモリ、クマタカ、オオタカが生息している所に風車の建設をしても良いのでしょうか。建設を反対します。</p>	<p>コウモリ類やクマタカ、オオタカに関しても現地調査を行い、その結果を踏まえて適切に事業計画を検討し、環境影響を極力低減するよう努めてまいります。</p>

## (意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
91	<p>この度の建設予定地に弥畝断層が存在していると承知しています。説明会ではこの事について何も説明がありませんでした。</p> <p>原子力発電所は活断層の上には建設は認められていません。</p> <p>弥畝断層が活断層化となるのかは不明ですが、各地で地震が多発しています。</p> <p>建設予定地と断層の位置図の開示を求めます。</p> <p>これまで稼働している施設より大型にされますが、地震による災害対策の提示も合わせてお願いします。</p>	<p>風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地における地盤状況を調査し、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。</p>

## (意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
92	<p>この建設に反対します。私は弥栄の出身者です。影響は最小限とか、配慮とか書いてあるが、実際現状の評価もせず、次の計画などありえない。</p> <p>住民の苦痛、何も物言わぬ動植物たちの代わりに反対する。</p> <p>クマタカの生息地と聞いた。そんな場所に建設するなど、どこまで経済に目がくらんでいるのか。</p> <p>人間としてはずかしい。</p>	<p>今後、環境影響評価による調査や予測・評価、そして、事業計画の具体化を行っていく中で、ご理解頂けるよう努力していく所存です。</p>

## (意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>環境影響評価の委託先は中立だと思えない。意見について、誠実に記載されるのかという不信がある。なぜなら、事業者説明会を環境影響評価の委託先が進行するなど、ありえない話。</p> <p>そういう立場で、環境影響評価をする方がおかしい。</p> <p>建設ありきで進められることも、おかしい。</p> <p>そして、この意見や反対住民の声が通らないこともおかしい。</p> <p>“人”も環境の内。現在の被害も検討せず、なぜ増設するのか！</p> <p>建設に反対する。必要ない。</p>	<p>本事業につきまして、建設ありきで進めているわけではございません。環境影響評価の中で住民の皆様のご意見をはじめ、県や国からも意見や勧告をいただき、事業計画を検討してまいります。</p>

## (意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	<p>弥栄の自然をこれ以上破壊してほしくはありません。</p> <p>自然にふれあわせたいが為に家を建てこの地で子ども達と遊び育てて生きたいと思っている私にとって既に何機かあるにもかかわらず建設をされようとしているのは反対です。建設し、動植物の住めない、育たない、人里に降りてくる事も大いに予想されます。人的被害もまだ“無い”とは言いきれない状態でしょうし、そんな場所で安心して住む事は出来ません。地域の方がこの地を愛して守っている理由を考えてほしいものです。</p> <p>以上の事からこれ以上の風力発電設備の建設を断固反対します!!</p>	<p>弥栄の自然や地域事情について、地域の方々とのコミュニケーションを通じて、より理解できるよう努めます。その上で、国民的課題である再生可能エネルギーの普及拡大をどう進められるのか、本事業においては、今後、環境影響評価による調査や予測・評価、そして、事業計画の具体化を行っていく中で、地域の方々により一層ご理解頂けるよう努力していく所存です。</p>

## (意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	<p>風車の建設を反対します。理由は自然が破壊される事と動物の住む所がなくなる事です。音もすると聞き、子供が3人いるので、絶対にやめてほしいです。</p>	<p>自然環境や動植物、生活環境への影響について、今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、極力影響が低減されるよう事業計画を練ってまいります。</p>

## (意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	<p>自然を壊し、何がしたいかわからない。</p> <p>風車建設により、どれだけの自然が破壊されるのか。</p> <p>目先の経済、利益に目がくらみ、何億もかけて作られた自然を壊すことが、クリーンエネルギーとは思えない。</p> <p>クマタカ、コウモリの生息地を壊すな。</p> <p>やるんなら事業所の説明会に来た2人の所に建てる。</p>	<p>ご指摘のような、目先の経済や利益を追求し、自然環境がないがしろにされるということがないように、国も風力発電を環境影響評価法の対象事業としております。再生可能エネルギーの普及拡大と自然環境との両立を目指すべく、今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、極力影響が低減されるよう事業計画を練ってまいります。</p>

## (意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	<p>平成30年9月14日付の報道発表資料によりますと、「本事業は、島根県浜田市、益田市及び広島県山県郡北広島町において、最大で総出力57,800kWの風力発電所を設置する事業である」と記載されておりますが、北広島町では反対運動があり、事業案が進んでいないと思います。このままでは資料に記載されている総出力57,800kWに満たないからといって「浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上(弥栄町)」の建設事業を進めているような印象を受けます。すでに浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上には数十基建設されておりますので、追加で17基程度は多いと思います。それに表記が17基程度と書かれてますので、17基未満なのか17基以上なのかあいまいです。説明会に参加できない周辺の地域住民の方にも納得のいくような説明をweb上に挙げて下さい。きちんと納得できないと賛成できません。</p>	<p>本事業はまだ計画の途中であり、環境影響評価の手続きを通じて、できるだけ広く多くの方々に計画の周知を行い、住民の方々等からの意見を募っているところです。</p> <p>今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、風車の基数が何基になるのか等、事業計画の熟度を高めてまいります。</p> <p>また、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

## (意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	クマタカの生態の為建設に反対です。	クマタカに関しても、環境省による手引き等を参考に、調査や予測・評価をしっかりと行ってまいります。

## (意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
99	化石燃料の枯渇する今の時代、風力発電が大切なことはわかりますが、すでに弥畝の所に約 10 基以上設置しており、山々を見るたび道路が出来たあとなど山肌を見ていると、最近の自然災害豪雨・豪雪・地震などで本体そのものは大丈夫でも、山々には影響が出るのでは心配されます。生態系にも影響があり心配です。山里と集落の境が曖昧になりつつあり、環境が破壊されると熊が人里によりいっそう近付いて双方に被害が出たり、希少生物の減少など心配です。中国山地や日本海沿岸に立ち並んで増えて行く風力発電を見ていると、いつの間にか景観が変わって行くことは、さみしいです。中国山地が風力発電ばかりになるのは反対です。	化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う環境への負荷に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、やはり、再生可能エネルギーの普及拡大を考えないわけにはいかないのではないでしょうか。 温暖化防止については 1990 年代に世界的に警鐘が鳴らされてから約 40 年の年月を経て、また、2011 年の東日本大震災の経験も経て、徐々に、日本でも再生可能エネルギーの普及が各地で見られ始めているものと認識しております。 また、平地の少ない日本において、風力発電の立地候補エリアは限られます。その中でも、本地域は、安定的に風が吹く地域であり、風力発電の立地に適していることから、本事業を計画することといたしました。 ご指摘の通り、生態系や希少生物等への影響についても、今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

## (意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
100	風景が悪くなる。山がけずられることの環境が動物などに影響をあたえるのではないかと心配している。 人間への直接的に影響も心配。	景観や動物、生活環境への影響についても、今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

## (意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
101	様々な環境問題の影響で弥栄町でも見る事ができなくなったり、減少してしまった生き物がいます。風力発電によりさらに自然動物の生活の場が失われるだけでなく、騒音、森林伐採、地形の変化、景観の悪化など周辺で生活をする私たち人間にとっても多くの被害が考えられます。また地域活性化への取り組みにも悪影響です。そもそも平地も少なく、一定の風が吹かない日本の気候ではリスクが高いと思います。環境を破壊してしまう風力発電は私は反対です。	ご指摘の通り、平地の少ない日本において、風力発電の立地候補エリアは限られます。その中でも、さらに安定的に風が吹くところを選定し、環境への配慮も行った上で、事業計画を練っていく所存です。 今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

## (意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
102	クマタカの生態のため建設に反対します。	クマタカに関しても、環境省の定めている手法等を参考に、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行ってまいります。

## (意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
103	<p>私達は当初から反対している者です。</p> <p>現在 29 基の風力発電施設があり、この事についても私達は余り良い事はないと思っておりました。</p> <p>自然に生育している動物やきれいな空気が寒暖のある季節折々の植物、そして私達の生活がおびやかされて来ていると感じています。</p> <p>私達の住んでいるこの環境が良い意味で次代に残していきたいと強く願っている者です。により、反対します。</p>	<p>私たちの暮らしの中でエネルギーを使うということは、暮らしを支えるという良い面と、環境への負荷を与えるという悪い面と両方あると思います。</p> <p>例えば、風という自然の力を利用して発電する風力発電については、枯渇しないエネルギー源であり、発電時に大気中に汚染物質を撒くこともなく、地球温暖化防止に貢献するなどのメリットがありますが、ご指摘の通り、環境への負荷を伴う部分もあります。</p> <p>今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

## (意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
104	<p>生き物にとって、できるだけ影響のないようにといても、影響がゼロになる訳ではありません。現在稼働中のものだけでも既に大きな影響を与えているこの地域に、これ以上更に大きなものを築造することは貴重な鳥類の生息域を奪ってしまうことと思います。</p> <p>すむ場所が限られるから減っていくオオタカやクマタカをはじめとした鳥達が、かろうじて生きているこの地域を人間の目先のエゴで失わせてはいけないと思います。</p>	<p>オオタカやクマタカ、その他の鳥類に関しても、現地調査を行い、環境省の定めている手法等を参考に、影響について定量的に予測・評価できるよう努めます。その際、現在稼働中の風車との累積的影響も加味します。</p>

## (意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	<p>環境影響評価の方法があまりにもいい加減、ここで暮らしている者でもなかなか見つけられないものを 1 ヶ月に 1 日程度の現地調査ですますことでは、全く評価となっていない。加えて、評価を実施する環境影響評価の委託先と事業者は説明会でも一体化している状況であり、結果ありきの評価の実施としか思えません。</p> <p>もっと公平な機関での評価の実施が行われない限り、この計画は進めて欲しくありません。</p>	<p>環境影響評価の現地調査の内容につきましては、有識者の意見も踏まえつつ、調査を進めてまいります。</p> <p>また、環境影響評価の手続きは、国や県等の審査を経て、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく手続きですので、結果ありきの予測、評価は行いません。</p>

## (意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	<p>有識者が誰なのか、明確にすること。</p> <p>観察の期間が短すぎるのではないか。1 年中を通して、月に 1~2 回の観察で、動植物のことがわかるとは思えない。</p> <p>クマタカが生息している所での建設は反対する。</p> <p>地主と事業所がすでにつながっている。建設ありきの姿勢で、単なる手順をこなしているにすぎない。</p> <p>“配慮”と記載されているが、配慮では意味はない。</p> <p>全てが影響する。</p> <p>断じて反対する。</p>	<p>有識者の氏名に関しては、個人情報保護の観点から記載しておりませんが、透明性向上の観点から、専門家の所属機関の属性は方法書に記載しております。</p> <p>調査期間については専門家ヒアリング等を踏まえ設定しておりますが、調査結果によっては追加的な調査を実施する場合があります。</p>

## (意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	出来あがりの影響は小さく見えるかもしれませんが、この工事により、わずかし確認されていないクマタカがこの地域から消滅してしまうことは確実です。現在稼働中のものによる影響で1つの生息域がなくなったことも確認されています。 オオタカの存在も確認されている貴重な地域に、これ以上巨大な人工物を作ることは絶対反対です。	クマタカやオオタカを始めとする希少猛禽類について調査を実施し、生息状況並びに風車設置予定尾根における飛翔状況を把握いたします。その結果を踏まえ、影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。

## (意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
108	風車発電機設置に係る住民の意思表示出来る場が無い。僅かに環境保全の見地から意思を有する者のみから意見を徴するだけだ。 環境影響評価について、対象地域に棲む動植物等については調査されるも、景観、自然を求め移住して来た人またそれ等を誇として住んでいる住民の意見こそ評価項目に入れた評価をすべきではないか。説明会について(1月20日)問に対して答えて無いもの。 (1)既存の風力発電建設後、河川の汚染による川魚の被害があったと聞くが。	既存風力発電施設の建設中に大変な豪雨に遭い、河川へ濁水が流入してしまうということがあります。その際、周辺地域の方々や漁業関係者、行政機関と協議の上、建設工事を中断し、沈砂地を追加設置するなどの防災措置を実行してから、工事を再開しました。 工事完了後、現在に至っては、何度か豪雨に見舞われるものの、風車建設が原因による河川への濁水流入という問題はなく、管理用道路の部分的な崩落等については速やかに復旧するなどの対策を行っております。
109	(2)風車の耐用年数は?	風車の耐用年数は、約20年です。
110	(3)機械搬入ルートの説明で搬入路は美都町側から林道使用との事であった。その様な路線が有るのか図面では確認出来ない。	風力発電機の資材搬入ルートは、方法書p.2.2-11、p.2.2-12に記載したとおりです。 また、事業実施区域内になりますが、工事用道路として、一部、益田市側の尾根にある林道を活用する計画です。今後、事業の具体化を図る中で、図面等でもより分かりやすくお示しできるようにしてまいります。
111	(4)親切味が足りない イ 添付図面が余りにも小さく判りづらい ロ 説明会案内チラシ内容	説明資料や案内チラシについては、分かりやすい内容となるよう工夫いたします。
112	その他 1. この調査業者と発電事業者との関係は。	弊社(発電事業者)から一般財団法人日本気象協会に環境影響評価を委託しております。
113	2. 耐用年数経過後の残骸処理は。	廃棄物に関する関係法令等に基づいて、弊社が責任を持って対応いたします。
114	3. 景観調査場所が少ない。風車が見える場所全て合成写真を作成して提示。	環境影響評価においては、皆様がイメージしやすい地点、人が集まりやすい地点を抽出して調査いたします。
115	4. 風車先端のまわる速度。	現段階では、風力発電機の機種が確定していないため、お示しすることができませんが、準備書において記載いたします。
116	5. イノシシ被害に農家は苦しんでいる。騒音、振動、低周波音によって有害鳥獣が里に移動するのではないかと危惧、これ等の調査を求める。	イノシシの生息状況についても、現地調査において確認してまいります。
117	6. 今回の調査は影響をより小さく対策を講じる手続とされている。影響有りが前提だ。現に周布川上流波佐川で魚への影響があったとの事だが事実なら進んで公表し対策を含め意見を求めるべきではないか。	濁水対策については、漁協関係者の方々や関係行政機関の方々との協議を踏まえつつ、対策の検討を進めてまいります。

## (意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
118	クマタカ、オオタカが生息している所に、風車の建設をしても良いのでしょうか？建設を反対します。	クマタカ、オオタカを始めとする希少猛禽類について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、可能な限り影響を低減する事業計画を検討することで、環境に配慮した事業にまいります。

## (意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
119	1、クマタカの生息地です。プロペラ先端部の速度はクマタカの飛行速度を大きく上回ると考えられます。複数の風車が回転するエリアに入り込んだ場合、滑空型の飛行では気流の影響を受けるので、かなり危険だと考えられます。	クマタカを始めとする希少猛禽類について、適切に調査を実施し、生息状況並びに風車設置予定尾根における飛行状況を把握し、その結果を踏まえ、影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。
120	2、大型動物である、クマ、イノシシの生活エリアが変化しないか心配です。評価方法書では、有識者からの楽観的な意見がかかれています、意見の信頼度に関するエビデンスを示してください。	当該計画地での詳細な調査についてはこれまで実施されていない面もあり、専門家の意見も踏まえながら現地調査を実施し、大型哺乳類の生息状況も把握します。 また、その内容については、国や県等により、適切に審査されることになります。

## (意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	騒音の評価方法について 1. 現在稼働している風車の騒音被害を受けている人がいます。 その地域と該当民家での現状を正確に把握するため長時間の測定をお願いしたい。	既存風車との累積的影響を検討するため、既存風車の近傍地点においても、地域の騒音環境を適切に把握しうる地点での騒音調査を計画しています。 また、現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成29年5月）等を参考に、年間の代表的な風況における残留騒音が把握できる2季について、3日間(72時間連続)の測定を実施します。
122	2. 騒音の評価方法が極めて簡易であると思われる。 音源は一か所では無く、風車を設置する全ての場所から音波を発生させ、風車が複数稼働した時の音波の重なり合いをシミュレーションしていただきたい。	環境影響評価準備書においては、風車と住宅の離隔距離ではなく、風車の諸元に基づき、地形や気象状況を考慮した予測・評価を行います。また、予測にあたっては全ての風車が稼働した場合の音波の重なり合いをシミュレーションにより把握いたします。
123	3. 評価する数は可聴範囲だけでなく、建具等を振動させる可能性のある超低周波も含めて下さい。	超低周波音を含む低周波についても調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載いたします。
124	4. 弥栄のような谷が入り組む複雑な地域での低周波被害の予測は極めて難しいと思われま。とおりのいっぺんの調査でなく、微密な調査をお願いします。	調査地点については、方法書 p.336 のとおり、風力発電機に近く、各地区への環境影響を把握しうる地点として、12地点選定しております。また、予測にあたっては、地形による回折等の影響も考慮した三次元の予測を行い、調査地点のみではなく、地域全体を対象として広く予測いたします。 なお、低周波音（超低周波音域を含む）についても調査及び予測を実施いたします。

## (意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
125	<p>景観に与える影響について</p> <p>既設の設備は、弥栄町の居住者エリアからは見えないと言う噂も流れ、十分な協議をする間もなく、建設されました。完成してみると、殆どの風車が稜線から大きく飛び出して、住民を癒し続けた弥畝山の風景が壊滅的に破壊されています。</p> <p>評価書を見ても、複数の地点から景観調査をしていますが、いったいどんな方たちが評価するのか教えて下さい。</p> <p>環境省が景観に関わるガイドラインをしめています。それと比較すると現状は酷いものですが、新設は更に大きいので心配です。</p> <p>御社の景観に関する法律への見解をお示し下さい。</p>	<p>本事業は、国立・国定公園内には建設しないため、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」の適用対象外ではありますが、調査や予測の手法や、環境保全措置などは、このガイドラインを参考として、影響を可能な限り回避・低減するよう、検討してまいります。</p> <p>また、その内容については、国や県等により、適切に審査されることとなります。</p>

## (意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	<p>稼働中の施設の建設にあたり実施された環境影響調査ではオオタカの生息の報告はありましたが、クマタカの生息について発表がありませんでした。</p> <p>この環境影響調査は誰が調査を実施し、その報告に対し誰がアドバイスをされたのか。その結果として誰が合否判定されたのか。それぞれの氏名と所属団体名、職務遂行の資格と報告内容を合わせて教えてください。</p> <p>また、この度実施される環境影響調査において、事業者は誰に調査やアドバイスを委託されるのか。同様に氏名、所属団体名、職務遂行の資格を教えてください。</p> <p>有機農産物認定業務は IS017065 に基づき、透明性、公平性を担保される認、機関の業務規程が定められています。</p> <p>それにより認定の過程がトレースでき、消費者の信頼性が確保できると思われまます。</p> <p>真摯にお応え下さいますよう、お願いします。</p>	<p>稼働中の施設の建設にあたっては、環境影響調査は一般財団法人日本気象協会にお願いしました。</p> <p>本風力発電事業は、環境影響評価法の対象となり、稼働中の施設との累積的影響も加味した予測評価を行いますので、改めて、クマタカやオオタカの生息状況についても、環境省の定めている手法等を参考に、確認してまいります。</p> <p>なお、本回答において、個人の氏名や所属団体名は控えさせていただきますが、調査内容や予測評価につきましては、県や国等での審査を受けることになっており、環境影響評価法に基づいて信頼性の向上に努めます。</p>

## (意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
127	<p>計画段階影響評価方法書にもとづいて大臣の意見の提出について意見を上げられている通り、風車の影による生活環境への影響、鳥類、又植物、生態系、景観及び人間への影響等今一度詳しい説明を、十分に御聞かせ願います。</p> <p>一口に申し上げます。風車は絶対反対。</p> <p>よろしくよろしく願います。</p>	<p>今後、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかり行い、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・山陰中央新聞、読売新聞（島根県版）、朝日新聞（島根県版）

**お知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーストメント  
代表取締役社長 坂木 満  
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号  
赤坂インナーシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業  
種類 風力発電所設置事業  
規模 発電設備出力 最大約五万七千八百キロワット

三、対象事業実施区域 島根県浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上、並びに島根県浜田市及び広島県山県郡北広島町の行政界付近

四、環境影響を受ける範囲 島根県浜田市、益田市、広島県山県郡北広島町及び安芸太田町

五、縦覧の場所・時間 浜田市役所環境課、浜田市役所金城支所、浜田市役所旭支所、浜田市役所弥栄支所、浜田市役所三隅支所、益田市役所環境衛生課、益田市役所美都総合支所、益田市役所西見総合支所の各窓口  
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://greenpower.co.jp/index.php/jp/>  
期間 平成三十年十一月七日(金)から  
平成三十一年一月二十八日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、平成三十一年二月十二日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、弥栄会館(島根県浜田市弥栄町長安本郷五四四番地) 平成三十一年一月十六日(水)十九時より

二、道川地区振興センター(島根県益田市西見町道川イ 一三三番地) 平成三十一年一月十七日(木)十九時より

三、波佐公民館(島根県浜田市金城町波佐イ四四一番地) 平成三十一年一月二十日(日)十九時より

四、弥栄老人福祉センター(島根県浜田市弥栄町木都賀イ 五二八番地) 平成三十一年一月二十日(日)十四時より

五、二川地区振興センター(島根県益田市美都町宇津川口 三七七番地) 平成三十一年一月十九日(土)十九時より

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーストメント  
〒107-0051 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号  
赤坂インナーシティ三階 電話〇三(四五)〇二二〇〇(担当)大塚

・中国新聞、読売新聞（広島県版）、朝日新聞（広島県版）

**お知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーストメント  
代表取締役社長 坂木 満  
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号  
赤坂インナーシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業  
種類 風力発電所設置事業  
規模 発電設備出力 最大約五万七千八百キロワット

三、対象事業実施区域 島根県浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上、並びに島根県浜田市及び広島県山県郡北広島町の行政界付近

四、環境影響を受ける範囲 島根県浜田市、益田市、広島県山県郡北広島町及び安芸太田町

五、縦覧の場所・時間 広島県庁環境保全課、北広島町役場町民課、北広島町役場芸北支所、安芸太田町役場住民生活課の各窓口  
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://greenpower.co.jp/index.php/jp/>  
期間 平成三十年十一月七日(金)から  
平成三十一年一月二十八日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、平成三十一年二月十二日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、いこいの村ひろしま(広島県山県郡安芸太田町大字松原 一番地) 平成三十一年一月十九日(土)十四時より

二、八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原八九三) 平成三十一年一月十八日(金)十九時より

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーストメント  
〒107-0051 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号  
赤坂インナーシティ三階 電話〇三(四五)〇二二〇〇(担当)大塚

自治体広報誌への掲載

「広報はまだ」12月号掲載

安全安心

生活・環境

住宅

産業・地域活性化

税務納税

子育て

健康福祉

保険・医療年金

人権

教育文化スポーツ

（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います

環境影響評価法に基づき、「（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、説明会を開催します。

対象事業（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業  
事業者名 ㈱グリーンパワーインベストメント  
事業区域 浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上

事業規模 発電出力1基3.4MW級を17基程度  
縦覧期間 12月7日（金）～平成31年1月28日（月）

縦覧場所（平日開庁日）  
・市役所東分庁舎2階環境課  
・各支所市民福祉課

※ グリーンパワーインベストメントのホームページでも閲覧できます。  
http://greenpower.co.jp/index.php/jp

意見・質問の提出方法  
住所・氏名・電話番号・内容を記入の上、縦覧場所に設置の意見箱に提出又は問い合わせ先に郵送してください。

※ 郵送の場合は、平成31年2月12日（火）当日消印有効です。

※ 電話による意見・質問はお受けできません。説明会の開催 広報はまだ1月号でお知らせします。

問合せ ㈱グリーンパワーインベストメント「〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ3階」

冬用タイヤの装着はお済みですか？

雪道のノーマルタイヤでの走行は、事故や立ち往生を起こす原因となります。冬用タイヤの装着、チェーンの携行をお願いいたします。

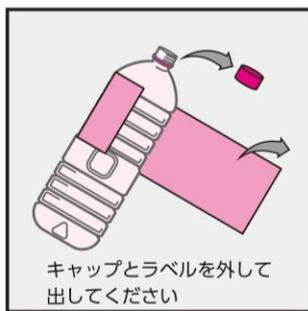
国土交通省浜田河川国道事務所のホームページでは、道路に設置しているライブカメラの画像をリアルタイムで配信し、道路情報の提供を行っています。  
http://road21.jp/pc/index2.htm



ペットボトルは、キャップとラベルを外して出してください

ペットボトルをごみに出す際は、キャップとラベルは必ず外してください。

ペットボトルのキャップとラベルが外してないものが多くあり、リサイクルする際の支障となっておりまます。皆さんのご理解ご協力をお願いします。  
問合せ 環境課リサイクル推進係 ☎259430



地域活性化

しまねコンピューターマッチング わたしの縁を検索しよう

有料会員制結婚支援システム ※ iPadを使ったデータの登録と自分で相手探しができます。  
※ 登録データは、センターでしか見られないので安全です。  
※ 引き合わせは縁結びボラン



ティアが同席するので安心です。  
対象 結婚を望む独身の20歳以上  
登録料 2年間で1万円  
登録方法 しまね縁結びサポートセンターのホームページから入会を申込み、来所予約のちセンターへ来所してください。  
※ インターネット及びメールが利用できるスマートフォン又はパソコンなどがが必要です。  
休館日 火曜日、水曜日、祝日、毎月第4土曜日、年末年始  
問合せ しまね縁結びサポートセンター浜田センター ☎21150

都市計画公聴会を開催します

浜田、旭、三隅都市計画区域の都市計画区域マスタープランの変更に伴い、原案についての縦覧、公聴会を開催します。  
都市計画公聴会  
日時 12月25日（火）午後2時  
場所 浜田公民館  
意見公述の申込（平日開庁日）期間 12月7日（金）～18日（火）  
公聴会で意見公述を希望する人は、「意見申出書」を、島根

県都市計画課又は市役所建設企画課に、郵送又はご持参ください。意見申出書の様式は、島根県都市計画課ホームページから入手できます。  
公聴会の傍聴  
どなたでもできますので、当日直接会場にお越しください。なお、意見公述の申込みが無かつた場合は公聴会を中止することとし、島根県都市計画課のホームページにてお知らせいたしますのでご確認ください。  
変更原案の縦覧（平日開庁日）期間 12月7日（金）～21日（金）  
場所 市役所北分庁舎3階建設企画課、島根県都市計画課（県庁南庁舎4階）  
※ 原案は島根県都市計画課のホームページでも閲覧できます。

問合せ  
・島根県都市計画課 ☎0852256999  
・建設企画課都市計画係 ☎259601

ギフト情報誌「はまおく」をご活用ください

浜田の海の幸・山の幸などの特産品や伝統工芸品など、多数取りそろえて紹介していますので、お歳暮などにぜひご利用ください。また、ホームページから「はまおく」をご覧いただ

（仮称）新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書に係る説明会を開催します

環境影響評価法に基づき、（仮称）新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書の内容について、説明会を開催します。

対象事業（仮称）新浜田ウィンドファーム発電事業  
事業者名（株）グリーンパワーインベストメント  
事業区域 浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上

事業規模 発電出力1基3.4MW級を17基程度）  
説明会  
・金城地区  
日時 1月20日（日）  
午後7時～8時30分

場所 波佐公民館（ときわ会館）  
・弥栄地区  
日時 1月16日（日）  
午後7時～8時30分

場所 弥栄会館  
日時 1月20日（日）  
午後2時～3時30分

場所 弥栄老人福祉センター  
問合せ  
・（株）グリーンパワーインベストメント  
・環境課くらしと環境係  
☎9420

水道料金改定に伴う問合せフリーダイヤルの利用を延長します

水道料金改定に伴う使用者の皆さんの水道料金問合せ専用フリーダイヤルの利用を3月29日（金）まで延長しました。お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル番号  
☎0800・555・1132  
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分  
問合せ 上下水道部管理課料金係  
☎9903

浜田市上下水道部からのお知らせ  
新水道料金 問合せ専用 フリーダイヤル  
いいみず  
☎0800-555-1132

3月29日（金）まで利用期間を延長しました

サークルK・サンクスでのコンビニ交付サービスが終了しました

サークルK・サンクス店舗での証明書コンビニ交付サービスが、平成30年11月30日をもって終了しました。コンビニ交付が可能な店舗は、セブンイレブン、ローソン、ローソン・ポプラ、ファミリーマートのみとなります。

問合せ 総合窓口課総合窓口係  
☎9400

### 住宅

空き家情報を提供してください

市では、使用予定のない「空き家」を探しています。空き家バンクに登録して、空き家の有効活用をしませんか。空き家を所有している人、空き家を知っている人からの情報提供をお待ちしています。  
※ 不明な点は、気軽にお問い合わせください。  
※ 空き家バンク制度とは、使用予定のない空き家を登録し、ホームページなどでU・Iターン希望者などに情報提供を行う制度です。

空き家バンクホームページ  
<http://www.hamada-akya.com/>

問合せ 政策企画課定住婚活推進係  
☎9200

### 産業 地域活性化

浜田・旭・三隅都市計画変更案の縦覧を行います

島根県では、都市計画法に基づき、浜田・旭・三隅都市計画区域における、整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更案を作成しましたので次のとおり縦覧します。  
縦覧期間（平日開庁日）  
1月22日（火）～2月5日（火）  
縦覧場所  
市役所北分庁舎3階建設企画課、島根県都市計画課（県庁南庁舎4階）  
※ 島根県都市計画課のホームページでも閲覧できます。  
意見書の提出方法  
変更案に意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。所定の用紙に必要事項を記入の上、郵送するか、直接お持ちください。  
※ 用紙は、縦覧場所か島根県都市計画課のホームページで

入手できます。  
※ 2月5日（火）午後5時15分必着提出・問合せ  
・島根県都市計画課  
〒690-8501 松江市殿町8番地  
☎085225699  
・建設企画課都市計画係  
〒697-8501 浜田市殿町1番地  
☎9601

林業退職金共済制度（林退共）をご存知ですか

林業の仕事に従事したことがあり、当時、林退共制度に加入していた、もしくは加入していたかもしれない人で、退職金請求手続をした心当たりのない人は、お気軽に最寄りの林退共の支部又は本部へお問い合わせください。また、林退共事業本部では、被共済者に確実に退職金を受け取っていただくことなどを目的として、現況調査、アンケート調査を実施していますので、ぜひ調査にもご協力いただきますようお願いいたします。詳しくはホームページでも案内しています。

問合せ  
勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部  
☎03-6731-2889

広島広域都市圏 **参加者の募集**

**広島ドラゴンフライズ 共同応援**  
広島ドラゴンフライズ VS 山形ワイヴァンス

**日時** 平成31年**2月24日(日) 13時30分**試合開始

**会場** **広島サンプラザホール** 広島市西区商工センター三丁目1-1  
※現地集合

- ◆募集人数/100人(申込多数の場合は抽選)  
※広島広域都市圏内にお住まいの方が対象です。
- ◆参加費/大人1,600円、高校生以下1,300円  
※小学生以下の場合は、大人の同伴が必要です。
- ◆応援方法/1階自由席で応援します。
- 申込み・問い合わせ先  
往復はがき(1枚5人まで)に、参加者全員の住所・氏名・年齢・電話番号と「ドラゴンフライズ共同応援希望」の旨を記入し、1月18日(金)〈※消印有効〉までに、下記事務局へ。広域都市圏ホームページからもお申込みができます。  
〒730-8586(住所不要) 広島市役所広域都市圏推進課 広島広域都市圏協議会  
TEL:082-504-2017 FAX:082-504-2029

※1階自由席は下記の座席図のとおりです。  
※下記⑩の1階自由席のうち100席が今回の応援場所になります。

**【座席図】**



**(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業  
環境影響評価方法書の縦覧および説明会のお知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、説明会を行います。

■事業者名/株式会社グリーンパワーインベストメント(本社:東京都)

■事業名/(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業  
(風力発電所出力1基3.4MW級を最大17基程度予定)

■事業区域/鳥根県浜田市および広島県山県郡北広島町の行政界付近

■縦覧期間/平成30年12月7日(金)~平成31年1月28日(月)

■縦覧場所/安芸太田町役場 本庁 住民生活課(土・日・祝日等を除く開庁時)  
右記ウェブページでもご覧いただけます。<http://greenpower.co.jp/index.php/jp>

■募集方法/ご意見・ご質問は、住所、氏名、内容をご記入の上、縦覧場所に設置している意見書箱へ投函、または下記問い合わせ先に郵送で提出することができます(電話によるご意見、ご質問はお受けできません)。

※郵送の場合は、平成31年2月12日(火)当日消印有効です。

■説明会/日時:平成31年1月19日(土) 14:00~15:30

会場:いこいの村ひろしま 研修室(安芸太田町大字松原1番地1)

●問い合わせ先/株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

（仮称）新浜田ウインド  
ファーム発電事業 環  
境影響評価方法書の縦  
覧および説明会

環境影響評価法に基づき、  
〔仮称〕新浜田ウインドファ  
ーム発電事業 環境影響評価方  
法書」を縦覧に供することと  
も、説明会を行います。

事業名 (仮称) 新浜田ウイン  
ドファーム発電事業 (発電  
出力1基3・4MW級を最  
大17基程度予定)

事業者名 株式会社グリーン  
パワーインベストメント

事業区域 浜田市および益田  
市の行政界付近の稜線上

縦覧期間 1月28日(月)まで  
縦覧場所 益田市役所環境衛  
生課および美都・匹見各総  
合支所の窓口(土・日・祝日  
を除く8:30~17:15)

※グリーンパワーインベスト  
メントのホームページでも  
閲覧できます。  
[https://greenpower.co.jp/  
index.php/jp](https://greenpower.co.jp/index.php/jp)

◎意見・質問の提出方法

住所、氏名、意見・質問を  
ご記入の上、縦覧場所に設  
置の意見書箱へ投函、また

は左記の問い合わせ先に郵  
送で提出してください。

※電話による意見・質問はお  
受けできません。

※郵送の場合は、2月12日(火)  
当日消印有効です。

◎説明会

・道川地区振興センター  
1月17日(木)

19:00~20:30

・二川地区振興センター  
1月19日(土)

19:00~20:30

問 株式会社グリーンパワ  
ーインベストメント

〒107-00052  
東京都港区赤坂1-11-44  
赤坂インターシティ3階

📣 募集

UIターン希望者を対象  
とした公立学校臨時的任  
用教員

対象 県内へのUIターン  
希望者

内容 平成31年度に県内の公  
立小中学校(義務教育学校  
含む)・高等学校・特別支援  
学校に勤務する常勤または  
非常勤の講師および養護助  
教諭

資格要件

①小学校・中学校・高等学校  
該当校種の普通免許状を所  
有

②特別支援学校

盲学校・聾学校・養護学校  
または特別支援学校(各領  
域)もしくは小学校・中学  
校または高等学校の普通免  
許状を所有

③養護助教諭

養護教諭の普通免許状を所  
有

※教員としての勤務経験は不  
問。出願方法など詳しくは  
左記のホームページをご覧  
ください。

応募締切 1月4日(金)

問 島根県教育庁学校企画課

☎0852・22・5422  
(小学校・中学校)

☎0852・22・5411  
(高等学校・特別支援学校)

ホームページ  
[http://www.pref.shima  
ne.lg.jp/sakkokikaku/](http://www.pref.shima<br/>ne.lg.jp/sakkokikaku/)



益田農業振興地域整備計画の  
随時除外についてご相談ください

「農業振興地域整備計画」は、優良農地の保全・確保  
とあわせ、農業振興に関する各種施策を計画的に推進す  
るための基本的な計画です。

市では、平成30年度を完了予定とした計画の全体見  
直しに伴い、随時除外申請の受付を停止していますが、  
見直しが完了次第、随時除外申請の受付を再開する予定  
です。

農用地区域内の農地において転用を伴う事業の計画  
(住宅の建設、駐車場の整備等)がある場合は、随時除  
外申請の受付再開に向けて、あらかじめ農林水産課へご  
相談ください。

問 市農林水産課 ☎31-0316

住宅入居者

市営住宅入居者

※1月17日時点で空き住宅が  
あった場合、募集します。

申込期間  
1月18日(金)~31日(木)

17:00必着

(応募多数の場合は抽選を  
行います。なお、抽選日は  
申込者に対し別途お知ら  
せします。)

入居可能予定日 3月中旬  
※なお、須子(シルバーハウ

ジングを含む)、原浜、下波  
田、上黒谷、黒石、田倉  
久城、都茂上、朝日、椎ノ  
木、湯の香、久保坂、宮の  
原、丸茂、澄川、道川住宅  
は、順番待ち住宅として随  
時申込みを受付けていま  
す。

その他

入居時には敷金(家賃3カ  
月分)、連帯保証人(1名)  
が必要です。

※詳しくは問い合わせいた  
だすか、ホームページをご覧  
ください。

## (仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業 環境影響調査評価方法書の縦覧及び説明会の開催

環境影響評価法に基づき、「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、説明会を行います。

- 事業者名 株式会社グリーンパワーインベストメント (本社：東京都)
- 事業名 (仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業  
(発電所出力1基3.4MW級を最大17基程度予定)
- 事業区域 島根県浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上
- 縦覧場所 北広島町役場町民課及び芸北支所の窓口 (土・日・祝日を除く開庁時)  
下記ウェブページでもご覧いただけます。  
<http://greenpower.co.jp/index.php/jp>
- 縦覧期間 平成31年1月28日(月)まで
- 募集方法 ご意見・ご質問は、住所、氏名、内容をご記入のうえ、縦覧場所に設置している意見書箱へ投函、または下記問い合わせ先に郵送で提出することができます (電話によるご意見、ご質問はお受けできません)。  
※郵送の場合は、平成31年2月12日(火)当日消印有効です。
- 問い合わせ 株式会社グリーンパワーインベストメント  
〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

説明会  
平成31年  
1月18日(金)  
午後7時～8時30分  
会場  
八幡高原センター

## 古保利薬師 児童・生徒写生大会の優秀作品を展示します

平成30年8月に開催された「古保利薬師 児童・生徒写生大会」は、地域の宝である古保利薬師を深く知り、親しむ事業の一環として古保利薬師奉賛会が毎年実施し、平成30年で第10回の節目を迎えました。今回、これを記念して、第10回の入賞作品及び過去の大賞作品などを集めた展示会を開催します。仏像の特徴をよくとらえた迫力のある作品ばかりですので、ぜひ、お立ち寄りください。

### 展示会

日時 平成31年1月8日(火)～14日(月・祝)

会場 ショッピングセンターサンクス2階  
「ギャラリー<sup>しん</sup>森」

入場無料



第10回大賞作品  
ひだか ひたとし  
日高 尚俊さん  
(川迫小学校5年)

☎教育委員会 生涯学習課 IP ☎050-5812-1864

## 当社ホームページ掲載内容



日本語 English

[会社紹介](#)
[開発事業紹介](#)
[稼働中案件紹介](#)
[ニュース](#)
[問い合わせ](#)

(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

2018.12.07

事業者名	株式会社グリーンパワーインベストメント
事業所名	(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業
実施区域	島根県浜田市及び益田市、広島県北広島町
縦覧場所	浜田市役所環境課、金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所、 益田市役所環境衛生課、美都総合支所、匹貝総合支所 広島県庁環境保全課、北広島町役場本庁一階および芸北支所 安芸太田町民課  ※土・日・祝日を除く開庁時
縦覧期間	平成30年12月7日(金)～平成31年1月28日(月)
電子縦覧	<a href="#">内容はこちらをクリックしてください。</a>
意見書提出方法	方法書の内容について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、氏名及び住所、方法書の名称、意見を記載し、縦覧場所に設置の意見箱に投函いただくか、下記まで郵送(当日消印有効)によりご提出ください。 (電話によるご意見、ご質問はお受けできません。ご了承下さい。)
意見書提出期限	平成31年2月12日(火) *当日消印有効
住民説明会	<浜田市説明会> 日時：平成31年1月16日(水) 午後7時より 場所：弥栄会館(島根県浜田市弥栄町長安本郷544-1)  日時：平成31年1月20日(日) 午後2時より 場所：弥栄老人福祉センター(島根県浜田市弥栄町木都賀イ528-1)  日時：平成31年1月20日(日) 午後7時より 場所：波佐公民館(島根県浜田市金城町波佐イ441-1)  <益田市説明会> 日時：平成31年1月17日(木) 午後7時より 場所：道川地区振興センター(島根県益田市匹貝町道川イ133-1)  日時：平成31年1月19日(土) 午後7時より 場所：二川地区振興センター(島根県益田市美都町宇津川口377-3)  <北広島町説明会> 日時：平成31年1月18日(金) 午後7時より 場所：八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原893)  <安芸太田町説明会> 日時：平成31年1月19日(土) 午後2時より 場所：いこいの村ひろしま(広島県山県郡安芸太田町大字松原1-1)
お問い合わせ先	株式会社グリーンパワーインベストメント 〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

### （仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

当社は、平成30年12月6日付で、環境影響評価法に基づき、経済産業大臣に「（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を届け出ました。方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

#### 方法書

##### ◆表紙・目次

- ◆第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ◆第2章 [第一種事業の目的及び内容](#)
- ◆第3章 [事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況）](#)  
[事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況）](#)
- ◆第4章 [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- ◆第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- ◆第6章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- ◆第7章 [その他環境省令で定める事項](#)
- ◆第8章 [環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

##### ◆資料編

##### ◆方法書の要約書

##### ◆意見書

[（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について <意見書様式>](#)

\* 閲覧にはInternet Exploreでの閲覧を推奨いたします \*

方法書及び要約書は、平成30年12月7日（金）～平成31年1月28日（月）の間中は閲覧が可能です。

本書に記載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び2万分の1地形図を複製したものです。  
（承認番号 平30情複 第840号）

本書に記載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

## お 知 ら せ

「(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

### 1. 縦覧期間

平成30年12月7日(金)～平成31年1月28日(月)まで  
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

### 2. 縦覧時間

開庁時

### 3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

### 4. 意見書の受付

「(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成30年12月7日(金)～平成31年2月12日(火)  
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒107-0052

東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ3階  
株式会社グリーンパワーインベストメント 担当：大塚 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp>

以上

